JASPO

容器包装識別表示ガイドライン

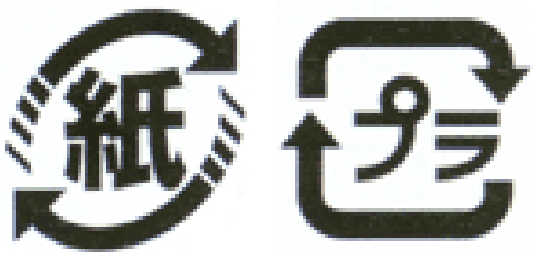

平成 27 年 5 月　第 2 版

一般社団法人　日本スポーツ用品工業協会

目次

第一章 本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの概要
　第一節　　容リ法と識別表示義務の関係
　　1.識別表示義務対象者と再商品化義務対象者
　　2.本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ対象容器包装
　　3.本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ識別表示義務者
　　4.業務用容器包装の除外
　　5.輸入容器包装の除外
　　6.無地容器包装の除外

　第二節 JASPOｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ基本編
　　1.識別ﾏｰｸのﾃﾞｻﾞｲﾝ
　　2.識別表示ﾏｰｸの大きさ・色
　　3.表示方法
　　4.多重容器包装と一括表示
　　5.複合素材・材質の容器包装
　　6.無地や表示不可能な容器包装
　　7.小売業者が商品の販売時に利用する包装紙
　　8.輸入品
　　9.ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装に関わる材質の表示
　　10.役割名について
　　11.識別ﾏｰｸの管理について
　　【付録】1.ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装材質表示略号一覧
　　　　2.基本的な役割名一覧

第二章 判断事例(識別表示運用上の注意事項)
　　1.ﾒｰｶｰ出荷後の容器包装形態の加減に関する判断
　　2.事業系廃棄物に混在する識別表示容器包装の運用に関する判断
　　3.商品に組み合わせたｵﾏｹに付した容器包装の判断
　　4.製造過程での手違いによる識別ﾏｰｸ過剰表示時の対処（例外的対処）
　　5.靴下等口紙に使用するﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾋﾟﾝの識別表示について

第三章 ｱｲﾃﾑ別応用編
　第一節 ｳｴｱ
　第二節 ｼｭｰｽﾞ
　第三節 用具・ｱｸｾｻﾘｰ

第一章　本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの概要

本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝは、ｽﾎﾟｰﾂ業界で取り扱うｽﾎﾟｰﾂ用品に使用され、一般消費者に渡るﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製及び紙製容器包装の「識別表示」、いわゆるﾌﾟﾗﾏｰｸ、紙ﾏｰｸに関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを示す目的で制定されたものであるが、対象となる容器包装を把握するためには、まず容器包装ﾘｻｲｸﾙ法（以下、容リ法と称す。）の特定容器包装を理解する必要があることにご留意いただきたい。なお、以下の内容は、容リ法の再商品化義務が履行されていることを前提に掲載している。

第一節 容リ法と識別表示義務の関係

1. 識別表示義務対象者と再商品化義務対象者

1)原則的には「識別表示義務対象=再商品化義務対象」となっているが、再商品化義務対象(特定容器包装)の一部に識別表示義務対象外となっているものがある。識別表示を行ったものは全て再商品化義務の対象である。(原則として、再商品化義務対象外の容器包装に識別表示を付してはならない。)

2)国、地方公共団体、及び中小企業基本法に規定する小規模企業者のうち、年間の売上高が一定の額に満たない者(=小規模事業者)は容リ法の再商品化義務の適用を除外されているが、小規模事業者の識別表示義務は適用を除外されない。

※適用除外者とは…

① 商業､ｻｰﾋﾞｽ業を主に営む事業者については､常時使用する従業員の数が５人以下で、かつ年間の総売上高が７千万円以下の事業者。
② 製造業･その他の業種の事業者については､常時使用する従業員の数が２０人以下で、かつ年間の総売上高が２億４千万円以下の事業者。

3)識別表示の有無により、容リ法の再商品化義務が発生したり、なくなったりすることはない。再商品化義務の有無は、あくまで容リ法の規定によって判断される。

2. 本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ対象容器包装

本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝは資源有効利用促進法のﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製及び紙製容器包装「識別表示」義務を遵守する為のものであり、その対象は当該法律に規定された容器包装と一致している。よって、罰則等の適用対象は、

① 消費者に供与される商品に付された容器包装で、その容器包装が平成 15 年 4 月 1 日以降に製造されたもの。
② 日本国内で消費者に販売される輸入商品で、その商品に付された容器包装が平成 15 年 4 月 1 日以降に輸入されたもの。

※注意：ただし、小規模事業者には罰則等は適用されない。

3. 本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ識別表示義務者

1)本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの対象となる商品は、製造ﾒｰｶｰ(または輸入業者)が国内市場に向けて出荷する際に商品単体に付された容器包装を基本とする。

2)流通・販売段階において追加で付される、または一部除去される容器包装は完全に察知し得ることができないため、容リ法の再商品化義務者であり、かつ資源有効利用促進法

の識別表示義務者である製造ﾒｰｶｰ(または輸入業者)が付した容器包装の実態に整合した識別表示を基本とする。

3)この原則に基づき、流通・販売において追加・除去により容器包装の実態に変更がなされた場合には、その行為者が識別表示の訂正義務を負うと同時に、容器包装を追加した場合はその資材について容リ法の再商品化義務者となるため、製造ﾒｰｶｰ(または輸入業者)出荷後に発生した容器包装の形態変化について、製造ﾒｰｶｰ(または輸入業者)はその責を負えないものとする。

4.業務用容器包装の除外

1)業務用に消費する商品並びに保管中及び流通間で発生する変質・汚れ・型崩れ等を防止する為に使用する業務用容器包装については、消費者に渡ることなく事業系廃棄物として適切に処理されることを前提に、本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに規定した識別表示義務の対象から除外される。(容リ法の再商品化義務も除外される。)

5.輸入容器包装の除外

1)海外から輸入した商品に同時に付された容器包装(日本語表示なし)を一切の手を加えずに日本市場に販売される場合には、識別表示の追加表示義務を負わない。(なお、容リ法の再商品化義務は対象である。)

2)何らかの方法(例えば容器包装へのｼｰﾙ貼り等)で国内流通の為の印刷印字等(日本語表示)を追加付与する場合には一括表示方法等により識別表示義務を負う。

3)予め日本市場に販売される目的で輸入する際に日本語表示を指定した場合には識別表示を付する義務を負う。(なお、容リ法の再商品化義務における輸入業者は、製造等事業者と利用事業者の双方の義務を負うこととなる。)

6.無地容器包装の除外

1)無地の容器包装(一切の印刷、刻印、ｼｰﾙ貼付等のない容器包装)を単独使用した場合、識別表示の義務はなく表示を省略することができる。(なお、容リ法の再商品化義務は対象である。)

2)多重容器包装で、無地の容器包装(一切の印刷、刻印、ｼｰﾙ貼付等のない容器包装)を使用し、同時に廃棄される容器包装も無地の容器包装であった場合、識別表示の義務はなく表示を省略することができる。(なお、容リ法の再商品化義務は対象である。)

※注意：刻印可能な成型工程でつくられるもの(現に刻印がなくても)は、無地に該当しない。

※注意：無地に該当すれば識別表示の義務はなく、表示を省略することができるが、事業者が積極的に表示しようとするものを妨げるものではない。

第二節 JASPOｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ基本編

1. 識別ﾏｰｸのﾃﾞｻﾞｲﾝ

1)原則として、このｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに示したﾃﾞｻﾞｲﾝとする。
2)ただし、同一性が損なわれず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能。

2.「識別表示」ﾏｰｸの大きさ・色

1)印刷する場合は、上下 6 ㎜以上の規定ﾏｰｸを使用。
2)色は認識しやすい色で表示。(色版追加は不要)
3)ｴﾝﾎﾞｽ・刻印の場合は、上下 8 ㎜以上の規定ﾏｰｸを使用。

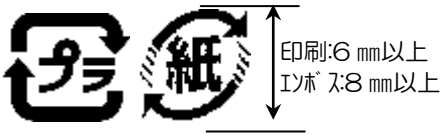

3. 表示方法

1)容器包装の表面に一箇所以上印刷し、ﾗﾍﾞﾙ(ｼｰﾙ)を貼り、または刻印をすることにより、表示する。(なお、極力印刷するものとし、新たにﾗﾍﾞﾙを貼ることで台紙等によるごみの発生を伴うことに留意する必要がある。)

2)識別表示の場所は、消費者にとって見やすい個所がよく、商品を入れまたは包んだ状態における容器包装の外側につけることが必要である。

3)識別表示をﾚｲｱｳﾄする際の判断基準は、「消費者がﾏｰｸを識別しやすいかどうか?」この 1 点にかかっている。したがって、既存のﾃﾞｻﾞｲﾝ要素(模様、色彩、文字など)と識別できる範囲において、ﾃﾞｻﾞｲﾝ上の加工が認められている。これを前提に、ﾏｰｸの色使い、抜き文字、線幅変更、ｽﾘｯﾄ、ﾌｫﾝﾄ等の装飾は、事業者の判断に委ねられている。

4. 多重容器包装と一括表示

1)多重容器包装でも、ひとつひとつの容器包装に識別表示をすることが原則である。
ただし、同時に廃棄される複数の容器包装の識別ﾏｰｸをいずれかの容器包装に「一括表示」して表示する方法が認められている。(なお、明らかに廃棄のﾀｲﾐﾝｸﾞの違う容器包装に対しては、一括表示による表示の省略はできない。)
① 表示可能な場所に、(不可能な分もあわせて)ﾏｰｸを並べ、表示を行う。
②「同じﾀｲﾐﾝｸﾞで廃棄される包装容器」のいずれかに一括して表示を行う。
③ 並べ方は上下、左右とも可能である。
④ 一括表示をした場合は、同時に廃棄される容器包装の役割名(構成部分の名称)を併記する必要がある。

5. 複合素材・材質の容器包装

1)<u>複数の素材で分離不可能な場合、消費者が分別排出できないので、より重い方のﾏｰｸを表示する。</u>

2)分離不可能な複合素材で重量的に主たる素材が識別表示の対象外である場合、従たる識別表示の対象となる素材の表示義務はない。
なお、素材の情報を消費者に提供することは望ましいこととされている。

3)複数の素材が分離可能なものは、一体容器包装のﾙｰﾙに従って表示する。

6. 無地や表示不可能な容器包装

1) 無地の容器包装とは、容器包装の利用事業者が利用する時点で、または輸入販売事業者が販売する時点で、表面にまったく印刷がされていないか、ﾗﾍﾞﾙが貼られていない容器包装のことであり、刻印をすることが可能な成型の工程を含むものは無地とみなされない。

2) 無地の容器包装の識別表示は、「関連容器包装」がない場合、またはあってもそのすべてが無地または表示不可能な場合に限り表示義務はない。「関連容器包装」とは、特定の商品の容器包装を構成する他の部分のうち表示義務のあるものをいう。

3) 無地のﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋に中身商品表示用の紙ﾗﾍﾞﾙを貼った場合、袋は無地の容器包装には該当せず、表示義務の対象となる。なお、袋に対する識別表示を紙ﾗﾍﾞﾙの上に付すことができる。この場合、紙ﾗﾍﾞﾙは袋本体の一部とみなされ、ﾗﾍﾞﾙが紙であっても紙の識別ﾏｰｸは不要である。

4) 色無地の場合は、印刷とはみなされない。

5) 同じ柄模様が単純に繰り返されているﾊﾟﾀｰﾝ印刷は無地に該当しない。

6) 「表示不可能」の定義は、素材上、構造上、その他やむを得ない理由により表示が不可能な場合をいう。

7) 表示不可能な場合で、「関連容器包装」がない場合、またはあってもそのすべてが無地または表示不可能な場合に限り表示義務はない。

7. 小売業者が商品の販売時に利用する包装紙

1) 印刷などのある包装紙で、1,300c ㎡以下が適用除外とされる包装紙は、小売販売業者が販売するときに商品を包む紙製またはﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製のいわゆる「包装紙」と呼ばれている。特定の商品を包むために製造される包装紙は適用除外に該当しない。

※包装紙の「面積」
社名やﾌﾞﾗﾝﾄﾞ名などが印刷された包装(販売時に商品に付されるもの)ー百貨店などで使用されるいわゆる「包装紙」も、原則として表示義務がある。ただし、1 枚あたりの面積が 1,300c ㎡以下の包装は、省略してもよい。(1 枚あたりの面積が 1,300c ㎡以下の包装でも、発注段階で裁断形状が明らかな場合は、極力、識別表示をすることが望まれる。)

2) 工場で特定の商品を包んで出荷する場合の包装は、小売販売業者が販売の時に商品を包むものではないため、1,300c ㎡以下の面積適用はされない。

※商品全体を包むのに要する最低面積の 1/2 以下のものは「容器」でも「包装」でもないので、表示義務の対象外である。

3) 無地の包装紙は、無地の容器包装に関するﾙｰﾙに従い、ﾗﾍﾞﾙを貼るなどのことがなければ、識別表示の義務はない。

8. 輸入品

1) 輸入品の識別表示義務者は、自ら輸入したものを販売する輸入販売事業者である。

2) 輸入販売事業者が容器包装の素材もしくは構造または商標使用のいずれかを指示した場

合は、国産品と同様に扱う。それらの指示がない場合には、容器包装に日本語表示(ｼｰﾙ含む)のあるものに表示義務がある。

3)輸入販売業者が表示義務を負うｹｰｽは、
①容器包装の仕様(素材、構造、ﾃﾞｻﾞｲﾝ、印刷など)について指示できる場合
②ｼｰﾙ･ﾗﾍﾞﾙなど部分的に日本語表示がある場合(JANｺｰﾄﾞも日本語表示と判断)

9.ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装に関わる材質の表示

1)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの識別ﾏｰｸにﾌﾟﾗｽﾁｯｸの種類を併記表示することについては、自主的な取り組みとされているが、表示するのが望ましい。

2)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの種類の表示方法は、一定の方式に従うことが求められている。

3)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの場合は、材質が多種あることから、ﾏｰｸの近くに「材質表示」を加えることが望まれる。

4)材質表示は、JIS K 6899-1 2000(ISO 1043-1 1997)で定められている記号を用いる。

5)材質表示の文字の大きさは、
JIS Z 8305 に規定する活字で、
印刷またはﾗﾍﾞﾙを貼る場合は６ﾎﾟｲﾝﾄ以上、
ｴﾝﾎﾞｽ、刻印の場合は８ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。

PP, PE 口 文字上下指定ﾎﾟｲﾝﾄ以上

6)「識別表示」下側に適度な間隔をあけて表示する。

7)複数(２つ以上)の樹脂略語はｶﾝﾏ(,)で区切って表示し、主要な材質に下線を付す。

8)「識別表示」と「材質表示」は中心を合わせて配置する。

10.役割名について

1)役割名の字体は自由だが、鮮明でかつ容易に識別できることが必要である。
文字の大きさは、印刷またはﾗﾍﾞﾙを貼る場合は６ﾎﾟｲﾝﾄ以上、ｴﾝﾎﾞｽ、刻印の場合は８ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。
2)役割名の呼称は、消費者にとってわかりやすい名称であることが必要である。当ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに記載されたものを極力使用するものとする。
3)複数の部品で構成され、かつ消費者が部品を容易に分離できる容器包装は、消費者が同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示する。表示の際は、役割名(部品名)を明記する。
4)単一容器包装及び複数の部品で構成された容器包装で消費者が部品を容易に分離できない容器包装は、複合材質・複合素材と見なし「役割名」は不要である。(重量比の多い方を識別表示。)

11.識別ﾏｰｸの管理について

1)識別ﾏｰｸの表示については、届け出の義務はない。
2)識別ﾏｰｸの表示については、使用料を払う必要はない。

【付録】

１．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装材質表示略号一覧

JIS K 6899-1:2000 4.単独重合体材料,共重合体材料及び天然高分子材料に関する略語

略語	材料名
ABAK	ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙｰﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｰｱｸﾘﾙ酸ｴｽﾃﾙ
ABS	ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙｰﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｰｽﾁﾚﾝ
ACS	ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙｰ塩紫化ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｰｽﾁﾚﾝ
AEPDS	ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙ/ｴﾁﾚﾝｰﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｰｼﾞｴﾝ/ｽﾁﾚﾝ
AMMA	ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙｰﾒﾁﾙﾒﾀｸﾘﾙ酸ﾒﾁﾙ
ASA	ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙｰｽﾁﾚﾝｰｱｸﾘﾙ酸ｴｽﾃﾙ
CA	酢酸ｾﾙﾛｰｽ
CAB	酢酸酪酸ｾﾙﾛｰｽ
CAP	酢酸ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸ｾﾙﾛｰｽ
CF	ｸﾚｿﾞｰﾙｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
CMC	ｶﾙﾎﾞｷｼﾒﾁﾙｾﾙﾛｰｽ
CN	硝酸ｾﾙﾛｰｽ
CP	ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸ｾﾙﾛｰｽ
CSF	ｶｾﾞｲﾝｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
CTA	三酢酸ｾﾙﾛｰｽ
EC	ｴﾁﾙｾﾙﾛｰｽ
EEAK	ｴﾁﾚﾝｰｱｸﾘﾙ酸ｴﾁﾙ
EMA	ｴﾁﾚﾝｰﾒﾀｸﾘﾙ酸
EP	ｴﾎﾟｷｼﾄﾞ;ｴﾎﾟｷｼ
E/P	ｴﾁﾚﾝｰﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ
ETFE	ｴﾁﾚﾝｰﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾁﾚﾝ
EVAC	ｴﾁﾚﾝｰ酢酸ﾋﾞﾆﾙ
EVOH	ｴﾁﾚﾝｰﾋﾞﾆﾙｱﾙｺｰﾙ
FF	ﾌﾗﾝｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
LCP	液晶ﾎﾟﾘﾏｰ
MBS	ﾒﾀｸﾘﾙ酸ｴｽﾃﾙｰﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｰｽﾁﾚﾝ
MC	ﾒﾁﾙｾﾙﾛｰｽ
MF	ﾒﾗﾐﾝｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
MMABS	ﾒﾀｸﾘﾙ酸ﾒﾁﾙｰｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙｰﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｰｽﾁﾚﾝ
MPF	ﾒﾗﾐﾝｰﾌｪﾉｰﾙｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
PA	ﾎﾟﾘｱﾐﾄﾞ
PAEK	ﾎﾟﾘｱｸﾘﾙｴｰﾃﾙｹﾄﾝ
PAI	ﾎﾟﾘｱﾐﾄﾞｲﾐﾄﾞ
PAK	ﾎﾟﾘｱｸﾘﾙ酸ｴｽﾃﾙ
PAN	ﾎﾟﾘｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙ
PAR	ﾎﾟﾘｱﾘﾚｰﾄ
PB	ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾝ
PBAK	ﾎﾟﾘｱｸﾘﾙ酸ﾌﾞﾁﾙ
PBT	ﾎﾟﾘﾌﾞﾁﾚﾝﾃﾚﾌﾀﾚｰﾄ
PC	ﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｲﾄ
PCTFE	ﾎﾟﾘｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾁﾚﾝ
PDAP	ﾎﾟﾘｼﾞｱﾘﾙﾌﾀﾚｰﾄ
PDCPD	ﾎﾟﾘｼﾞｸﾛﾛﾍﾟﾝﾀｼﾞｴﾝ
PE	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ
PEBA	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙﾌﾞﾛｯｸｱﾐﾄﾞ
PEEK	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｴｰﾃﾙｹﾄﾝ
PEEKK	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｴｰﾃﾙｹﾄﾝｹﾄﾝ
PEEST	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｴｽﾃﾙ
PEI	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｲﾐﾄﾞ
PEK	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｹﾄﾝ
PEKEKK	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｹﾄﾝｴｰﾃﾙｹﾄﾝｹﾄﾝ
PEKK	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｹﾄﾝｹﾄﾝ

略語	材料名
PEOX	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｵｷｼﾄﾞ
PES	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｽﾙﾎﾝ
PESTUR	ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙｳﾚﾀﾝ
PET	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾃﾚﾌﾀﾚｰﾄ
PEUR	ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｳﾚﾀﾝ
PF	ﾌｪﾉｰﾙｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
PFA	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｱﾙｺｷｼﾙｱﾙｶﾝﾎﾟﾘﾏｰ
PFEP	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛ(ｴﾁﾚﾝｰﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ)
PI	ﾎﾟﾘｲﾐﾄﾞ
PIB	ﾎﾟﾘｲｿﾌﾞﾁﾚﾝ
PIR	ﾎﾟﾘｲｿｼｱﾇﾚｰﾄ
PMI	ﾎﾟﾘﾒﾀｸﾘﾙｲﾐﾄﾞ
PMMA	ﾎﾟﾘﾒﾀｸﾘﾙ酸ﾒﾁﾙ
PMMI	ﾎﾟﾘ(N-ﾒﾁﾙﾒﾀｸﾘﾙｲﾐﾄﾞ)
PMP	ﾎﾟﾘ(4-ﾒﾁﾙﾍﾟﾝﾀｰ1-ｴﾝ)
PMS	ﾎﾟﾘ(α -ﾒﾁﾙｽﾁﾚﾝ)
POM	ﾎﾟﾘｵｷｼﾒﾁﾚﾝ;ﾎﾟﾘﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
PP	ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ
PPE	ﾎﾟﾘﾌｪﾆﾚﾝｴｰﾃﾙ
PPOX	ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｵｷｼﾄﾞ
PPS	ﾎﾟﾘﾌｪﾆﾚﾝｽﾙﾌｨﾄﾞ
PPSU	ﾎﾟﾘﾌｪﾆﾚﾝｽﾙﾎﾝ
PS	ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ
PSU	ﾎﾟﾘｽﾙﾎﾝ
PTFE	ﾎﾟﾘﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾁﾚﾝ
PUR	ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ
PVAC	ﾎﾟﾘ酢酸ﾋﾞﾆﾙ
PVAL	ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙｱﾙｺｰﾙ
PVB	ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙ
PVC	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ
PVDC	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾘﾃﾞﾝ
PVDF	ﾎﾟﾘﾌｯ化ﾋﾞﾆﾘﾃﾞﾝ
PVF	ﾎﾟﾘﾌｯ化ﾋﾞﾆﾙ
PVFM	ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾎﾙﾏｰﾙ
PVK	ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙｶﾙﾊﾞｿﾞｰﾙ
PVP	ﾎﾟﾘﾋﾞﾆﾙﾋﾟﾛﾘﾄﾞﾝ
SAN	ｽﾁﾚﾝｰｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙ
SB	ｽﾁﾚﾝｰﾌﾞﾀﾞｼﾞｴﾝ
SI	ｼﾘｺｰﾝ
SMAH	ｽﾁﾚﾝｰ無水ﾏﾚｲﾝ酸
SMS	ｽﾁﾚﾝｰα -ﾒﾁﾙｽﾁﾚﾝ
UF	ﾕﾘｱｰﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ
UP	不飽和ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ
VCE	塩化ﾋﾞﾆﾙｰｴﾁﾚﾝ
VCEMAK	塩化ﾋﾞﾆﾙｰｴﾁﾚﾝｰｱｸﾘﾙ酸ﾒﾁﾙ
VCEVAC	塩化ﾋﾞﾆﾙｰｴﾁﾚﾝｰ酢酸ﾋﾞﾆﾙ
VCMAK	塩化ﾋﾞﾆﾙｰｱｸﾘﾙ酸ﾒﾁﾙ
VCMMA	塩化ﾋﾞﾆﾙｰﾒﾀｸﾘﾙ酸ﾒﾁﾙ
VCOAK	塩化ﾋﾞﾆﾙｰｱｸﾘﾙ酸ｵｸﾁﾙ
VCVAC	塩化ﾋﾞﾆﾙｰ酢酸ﾋﾞﾆﾙ
VCVDC	塩化ﾋﾞﾆﾙｰ塩化ﾋﾞﾆﾘﾃﾞﾝ

２．基本的な役割名一覧

役割名(部品名)文字

部品内容	役割名
袋	袋、外袋、中袋、小袋、包装袋,手提袋、ﾈｯﾄ状袋
袋、口紙のﾌｯｸ	ﾌｯｸ
袋のﾎﾞﾀﾝ	ﾎｯｸ
一体成型された箱	箱、外箱、ｹｰｽ,保護ｹｰｽ、外装ｹｰｽ、内装ｹｰｽ
ふた・底(箱)に分離される箱のふた	ふた、上ぶた、外箱、小箱
ふた・中ぶた・底(箱)に分離される箱の中ぶた	中ぶた
ふた・底(箱)に分離される箱の底(箱)	下箱
ｽﾗｲﾄﾞ式箱の外箱	外箱
ｽﾗｲﾄﾞ式箱の内箱	内箱、小箱
薄紙、ﾘｹｲ紙(品質保持用)	台紙、中仕切り、中紙、中敷
台紙(形態保持用)	
製品と袋の間に入れる説明書(表面積1/2以上)	
包装紙(品質保持用)※商品を包んでいるもの	包装材、中包装紙
仕切り板(品質保持用)※ｼｭｰｽﾞ等一対のものを仕切るもの	
保型紙(形態保持用)※ｼｭｰｽﾞ等形態を整えるために商品に挿入したもの	保型材、緩衝材、台
ｼｭｰｽﾞｷｰﾊﾟｰ(成型品)(形態保持用)	
製品上部をはさむ紙(表面積1/2以下・単独使用は表示対象外)	口紙、くち止め
口紙、くち止めを製品に取り付けるﾋﾟﾝ(口紙、くち止めが対象外の場合は表示不要)	ﾋﾟﾝ
商品を帯状にまいたもの	帯、帯状ﾗﾍﾞﾙ
ｸﾘｯﾌﾟ	ｸﾘｯﾌﾟ
ｻﾎﾟｰﾀｰ	ｻﾎﾟｰﾀｰ
衿台紙	衿台紙、襟台紙、衿芯、襟芯
蝶ｷｰﾊﾟｰ	蝶ｷｰﾊﾟｰ
外箱を包むﾌｨﾙﾑ	ﾌｨﾙﾑ
製品本体を包むﾌｨﾙﾑ	ﾌｨﾙﾑ、ﾚﾝｽﾞｼｰﾄ、ｼｭﾘﾝｸ、外装ﾌｨﾙﾑ、内装ﾌｨﾙﾑ

第二章 判断事例(識別表示運用上の注意事項)

本項目ではｽﾎﾟｰﾂｳｪｱ用容器包装について識別表示ﾏｰｸを合法的かつ効率的に運用するための提案である。記載された内容については、部分的に行政判断を越える表現があるが、自社の運用基準として運用された場合にも支障は出ないものとなっている。

１．ﾒｰｶｰ出荷後の容器包装形態の加減に関する判断

事例:ﾒｰｶｰが出荷段階で設定していた容器包装の一部を販売店が取り除く、または追加したことにより、消費者渡しの実態とﾒｰｶｰ識別表示ﾏｰｸが不一致となった。

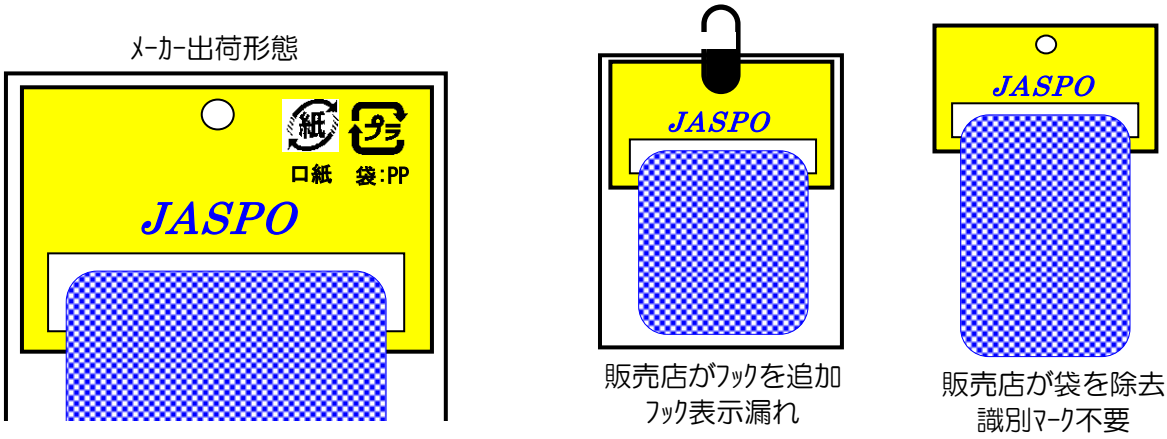

要点:識別表示義務者であるﾒｰｶｰが「一括表示」し出荷した後に、流通段階で容器包装の加減が行われた場合、消費者渡しの実態と表示が不一致となる。販売店は自社の販売実態に合わせるように表示ﾏｰｸの貼り替えを要求してきた。ﾒｰｶｰ出荷後の容器包装の変化にまでﾒｰｶｰは表示変更の義務を負わなければならないのか?

見解:**1. 識別表示は、ﾒｰｶｰの出荷段階から消費者へ持ち込まれる商品に使用する容器包装に対して表示するものであって、未使用の容器包装を表示するものではない。**

2. ﾒｰｶｰの出荷段階で流通間での使用・未使用が予想出来る場合は、消費者に渡る容器包装の識別表示を表示する対応が必要であるが、予想出来ない（未使用）場合にはﾒｰｶｰは(ﾒｰｶｰ出荷段階の状態で)表示をせざるを得ない。

3. ﾒｰｶｰ出荷段階の容器包装形態で適正に表示された識別表示が、流通段階において容器包装の追加または削除により、識別表示の不一致または非表示となる容器包装は不適当である。

4. ﾒｰｶｰが出荷段階で付した容器包装について、容リ法の再商品化義務を履行している場合は、流通間で容器包装形態が変更されるものと察知できなかったものと思料される。

5. 容器包装形態変更後の適正な識別表示への変更の義務者は直接形態変更をした者が負う。また容器包装の追加がなされた場合には、追加をした者が容器包装ﾘｻｲｸﾙ法の再商品化義務を果たさなければならない。

２．事業系廃棄物に混在する識別表示容器包装の運用に関する判断

要点：日本容器包装ﾘｻｲｸﾙ協会の見解では、「事業系廃棄物に識別表示を付してはならない」としている。実態は返品等により自社倉庫内で破損等の理由により交換された使用済み容器包装は事業系廃棄物として排出される。また販売店の販売形態により容器包装を取り除いて販売される場合、不要となった容器包装は事業系廃棄物として排出されていると考えられる。いずれの場合にも識別表示は付されたままである。

見解：1. 事業系の容器包装は識別表示義務の対象外であり、ﾒｰｶｰの出荷段階で予め事業系に使用することが明白な容器包装は識別ﾏｰｸを付してはならない。

2. 出荷段階で予め事業系に使用することが明白な容器包装に識別ﾏｰｸを付してしまった場合は、ﾒｰｶｰは識別ﾏｰｸを消し込むことを含めて、可能な限り是正措置を講じること。

3. ﾒｰｶｰの出荷段階では、事業系、家庭系の何れになるか不明の場合は、ﾒｰｶｰは家庭系の識別表示義務のﾘｽｸから、結果として事業系で使用される容器包装にも識別ﾏｰｸを付さざるを得ないこととなる。しかし、家庭系容器包装の分別収集を促進するという識別表示の目的から、極力両者を区分して、事業系容器包装に識別ﾏｰｸが付されないよう配慮することが望まれる。

３．商品に組み合わせたｵﾏｹに付した容器包装の判断

事例：容器包装ﾘｻｲｸﾙ法の特定容器包装の判断として「景品」は商品ではないため対象外となっている。

要点：商品に常時ｵﾏｹを付す場合のｵﾏｹを入れる容器包装は対象外か?またｷｬﾝﾍﾟｰﾝ等により数量・期間を限定してｵﾏｹを付す場合のｵﾏｹを入れる容器包装は対象外か?

見解：1. 消費者へ販売する商品に常に付したｵﾏｹを入れた容器包装は、ｵﾏｹが商品の一部であると解釈されるため、再商品化義務及び識別表示義務の対象となる。

2. 消費者へ販売する商品に限定的な販売促進を目的としたｵﾏｹを入れた容器包装は、一定期間、一定量販売後にｵﾏｹを付さない商品を販売することから、商品には該当しないと解釈されるため、再商品化義務及び識別表示義務の対象外となる。

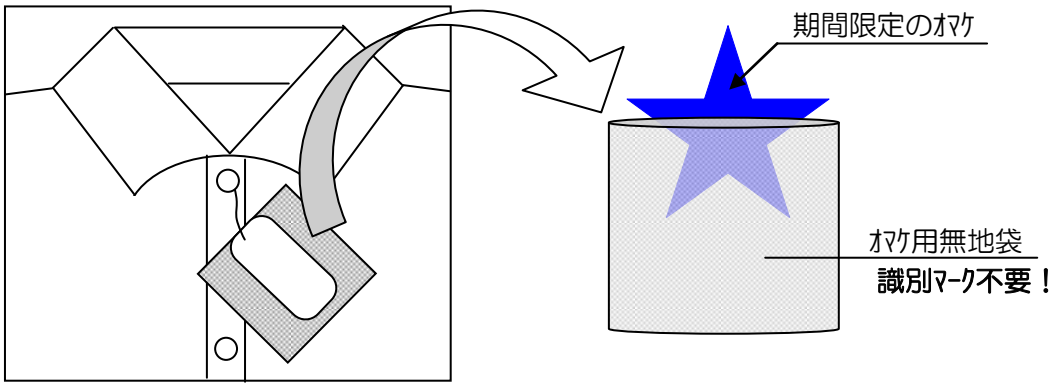

４．製造過程での手違いによる識別ﾏｰｸ過剰表示時の対処（例外的対処）

事例：ﾒｰｶｰが仕様指示の段階で商品（衣料）を台紙（無地紙）で形を整えた後にﾌﾟﾗ袋（印刷あり）に入れるようにしていたが、量産段階の手違いで台紙を使用しないまま、袋に入れて納入されてしまった為、袋に表示された「紙：台紙」「ﾌﾟﾗ：袋」の表示が実態に一致しなくなってしまった。

要点：この際の対処方法として、「紙：台紙」の表示をｼｰﾙ等により消し込むことにより、実態と表示に整合性を持たせるよう対処できるか？

見解：**1. 識別表示の原則は個々の容器包装に表示することである。ただし無地及び表示不可能な容器包装を含む多重容器包装については、同時廃棄されることを前提に表示可能な容器包装に一括して表示することが可能である。**

2. 一括表示された多重容器包装には過不足無く該当する識別ﾏｰｸを表示しなければならない。

3. 商品の容器包装実態に対して識別表示が不足している場合には、例外的対処としてｼｰﾙ貼付等により不足している識別ﾏｰｸを追加表示し、実態と表示を一致させなければならない。

4. 商品の容器包装実態に対して識別表示が過剰な場合には、例外的対処としてｼｰﾙ貼付等により過剰となっている識別ﾏｰｸを消し込み、実態と表示を一致させなければならない。

5. 表示消し込みは、商品が容器包装に収められた後に発見された場合に限る、交換に伴う新たなごみの発生を抑制する為の例外的対処方法であり、予め消し込む行為を予定して複数の識別ﾏｰｸを列記しておくことは避けなければならない。

【識別ﾏｰｸが不足している場合の例外的対処方法例】

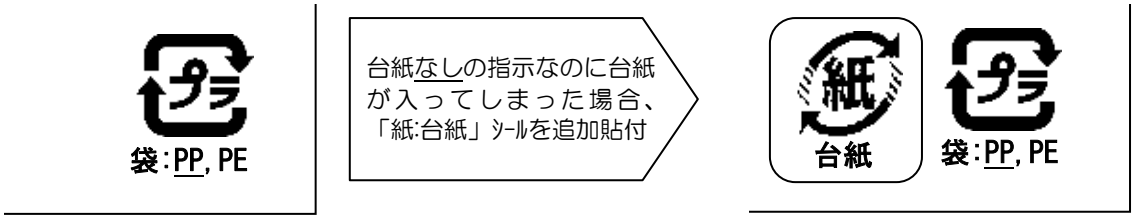

【識別ﾏｰｸが過剰となっている場合の例外的対処方法例】

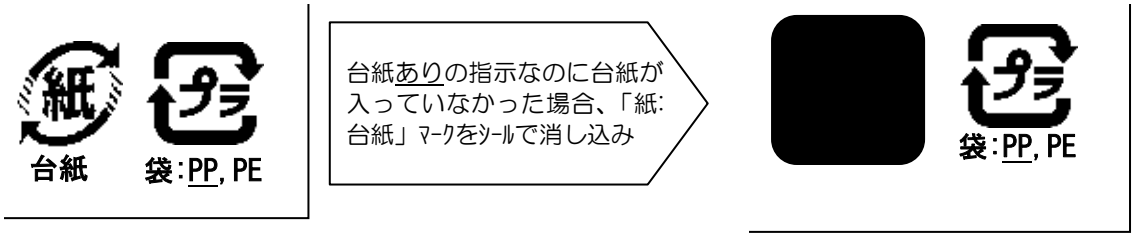

５．靴下等口紙に使用するﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾋﾟﾝの識別表示について

要点：靴下等の口紙については、商品の 1/2 以下のもので袋等が使用されていないものは、容器でも包装でもない為、識別表示（及び容リ法の再商品化義務）の対象外となるが、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の袋や紙箱等の容器に入れられている場合、口紙（ﾌｯｸを併用した場合はﾌｯｸも）は識別表示（及び容リ法の再商品化義務も）対象となる。対象となる場合、同時に使用している打ち込み式のﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製のﾋﾟﾝについても同様に法的義務の対象となるか？

見解：1.ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の袋や紙箱等の容器に入れられている場合、靴下に使用されるﾋﾟﾝは、商品の保護又は固定の役割をしていると考えられるので、識別表示の対象となる。

靴下に付けられる厚紙やﾌｯｸやﾋﾟﾝ及び帯状ﾗﾍﾞﾙの識別表示
１．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の袋や紙箱等に入れない場合
・厚紙については、容器でも包装でもないため、容器包装の対象外である。
・ﾌｯｸ、ﾋﾟﾝについても容器でも包装でもないため、容器包装の対象外である。
・靴下の帯状ﾗﾍﾞﾙについては、特定包装に該当しないため対象外である。

２．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の袋や紙箱等の容器に入れられている場合
・厚紙やﾌｯｸについては、特定容器の一部に該当するため対象である。
・靴下の帯状ﾗﾍﾞﾙ、ﾋﾟﾝについても、商品の保護又は固定のために使用されている場合は、容器の一部に該当するため対象である。

【識別表示の対象となる形態例】

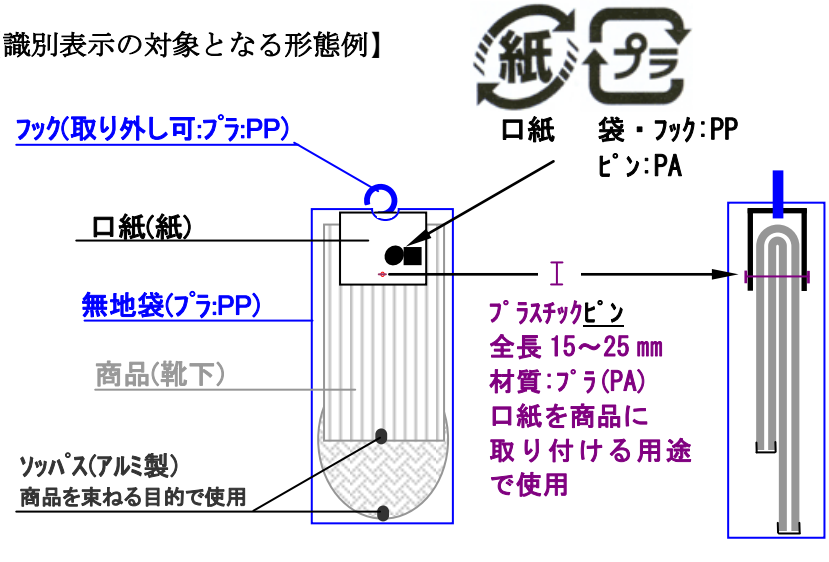

ﾋﾟﾝは口紙と商品のみに貫通し、袋・ﾌｯｸとは物理的に分離していても袋が装着されたことにより、口紙は容器包装の一部となる。口紙と商品を貫通しているﾋﾟﾝは商品を保護・固定する役割りがあり、容器の一部となる。

【識別表示不要の形態例】

識別表示は不要！

口紙が商品の 1/2 以下で、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の袋や紙箱等の容器に入れられていない場合、口紙・ﾌｯｸ・ﾋﾟﾝは容器にも包装にも該当しない為、識別表示義務（及び容リ法の再商品化義務）の対象外となる為、識別ﾏｰｸを表示してはならない。
また、ﾒｰｶｰの出荷段階では袋に入っていた商品が、流通段階で袋を除去された場合は、前述の「**１．ﾒｰｶｰ出荷後の容器包装形態の加減に関する判断**」を参照のこと。

第三章 ｱｲﾃﾑ別応用編

第一節 ｳｴｱ （ｳｴｱ用容器包装識別表示事例）

1. 袋

①ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（裁ち切り式）

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑを熱溶着等で貼り合わせ袋状にしたもので、開口部に止め具(ﾌﾟﾗﾎｯｸ、ｼｰﾙ等)が取り付けられていないもの。	単一容器包装として一括排出		不要	推奨

事例１．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ単体で構成される容器包装（ｾﾛﾊﾝﾃｰﾌﾟで止めない場合）

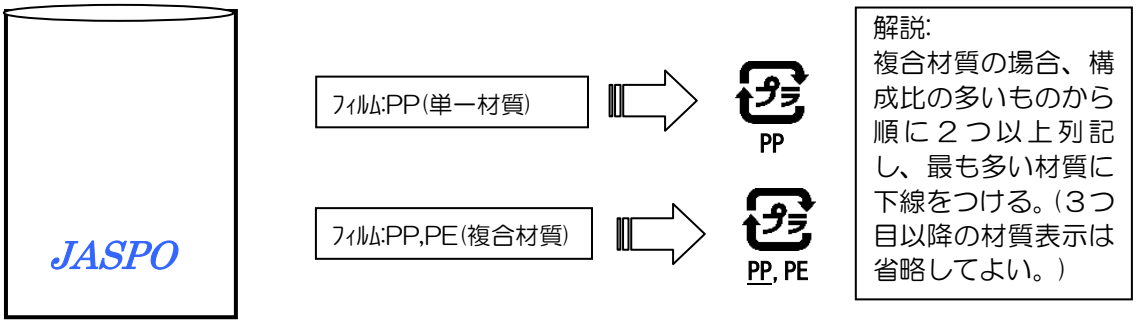

事例２．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ単体で構成される容器包装（ｾﾛﾊﾝﾃｰﾌﾟで止める場合）

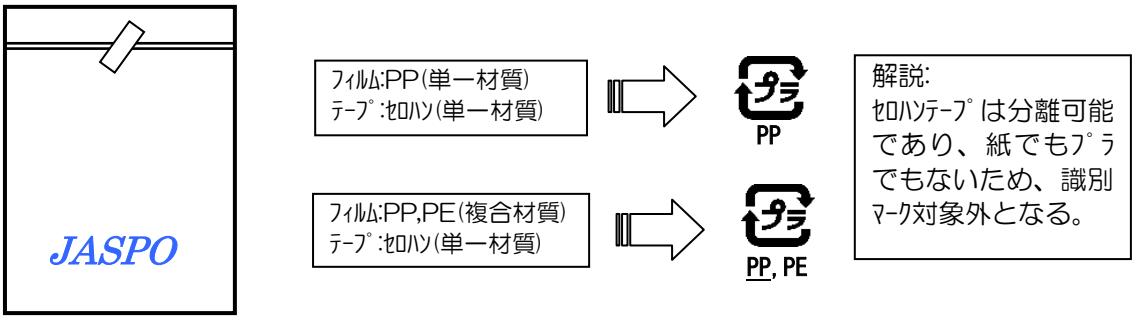

②ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（ﾎｯｸ式、ｼｰﾙ式）

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑを熱溶着等で貼り合わせ袋状にしたもので、開口部に止め具(ﾌﾟﾗﾎｯｸまたは粘着ｼｰﾙ)を一体成型及び熱成型、接着、力学的成型で取り付けたもので、消費者が「ﾌﾟﾗ」として分別排出可能なもの。また製品説明等を「紙」ｼｰﾙで糊付けした場合も消費者が容易に剥がせないため、複合材質と判断し重量比が多い「ﾌﾟﾗ」を表示する。	単一容器包装として一括排出		不要	推奨

事例３．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ材及びﾌﾟﾗｽﾁｯｸ部品（ﾌﾟﾗﾎｯｸ）で構成される容器包装

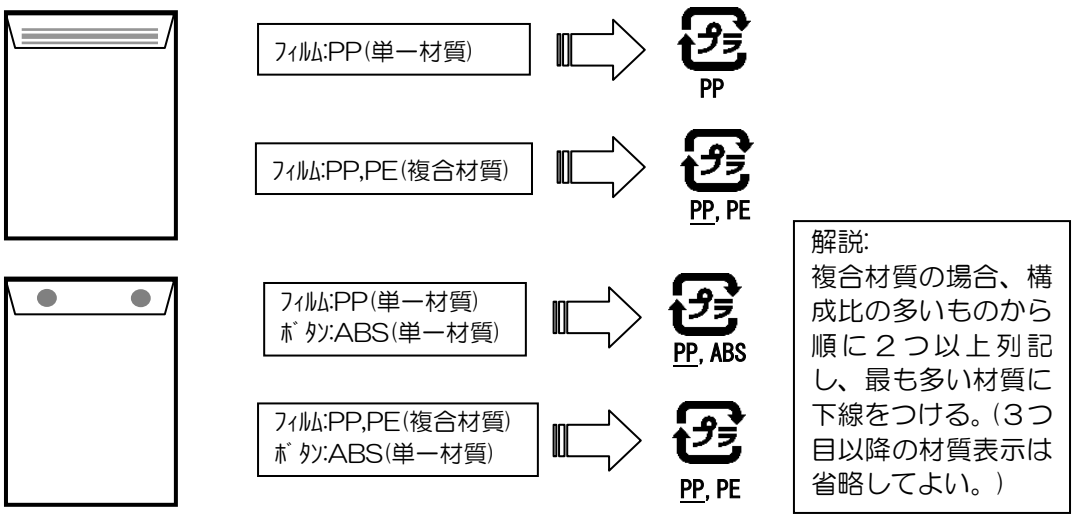

③ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（ﾍｯﾀﾞｰ式）

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋のﾍｯﾀﾞｰ部分に印刷された紙などを熱溶着等で封入したもので、消費者が「ﾌﾟﾗ」として分別排出可能なもの。(ﾌｯｸの取り付けがないもの。)	単一容器包装として一括排出		不要	推奨

事例４．事例３の製造工程において異素材（紙ﾍｯﾀﾞｰ等）をﾌｨﾙﾑ間に封入し、部品も溶着され消費者が容易に分別できないもので、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ重量が最大の容器包装

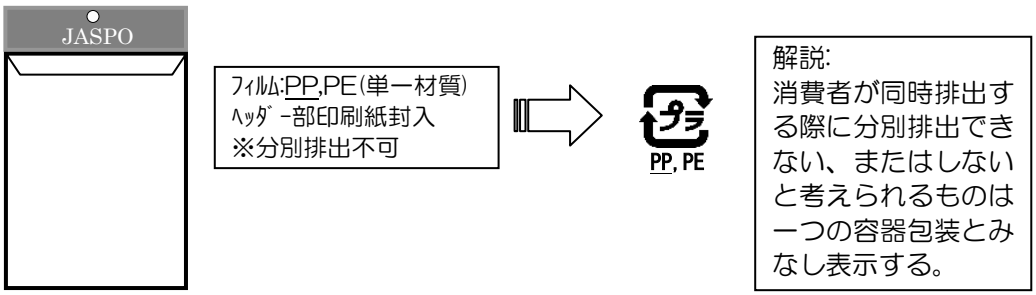

④ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（ﾍｯﾀﾞｰ式＋ﾌﾟﾗﾌｯｸ付き）

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋のﾍｯﾀﾞｰ部分に印刷された紙などを熱溶着等で封入したもので、消費者が「ﾌﾟﾗ」として分別排出可能なもの。（取り外し可能なﾌﾟﾗﾌｯｸの取り付けがあるものでﾌﾟﾗﾌｯｸ本体への識別表示ができないもの。）	袋(ﾍｯﾀﾞｰ付)とﾌﾟﾗﾌｯｸに分別して排出		要	推奨

事例５．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋に取り外し可能なﾌｯｸを付けた場合

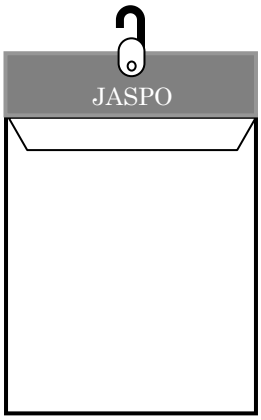

ﾌｨﾙﾑ:PP,PE(複合材質)　ﾌｯｸ:PP(単一材質)
ﾍｯﾀﾞｰ部印刷紙封入　※分別して排出可

袋:PP, PE
ﾌｯｸ:PP

ﾌｨﾙﾑ:PP(単一材質)　ﾌｯｸ:PP(単一材質)
ﾍｯﾀﾞｰ部印刷紙封入　※分別して排出可

袋:PP
ﾌｯｸ:PP

解説:
消費者が同時排出する際に、袋(ﾍｯﾀﾞｰ式)とﾌｯｸに分別し排出することができる。分別排出が可能な場合には各々の資材に識別ﾏｰｸをつける原則となっているが、ﾌｯｸ本体に識別ﾏｰｸが表示できない場合、袋とともに一括表示を行なう。

⑤無地ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋＋印刷ｼｰﾙ

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
無地のﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋に日本語表示(JANｺｰﾄﾞも日本語表示とする)を印刷した表示ｼｰﾙを糊付けした容器包装。（袋が無地の場合、ｼｰﾙ側に「ﾌﾟﾗ」表示。）	単一容器包装として一括排出		不要	推奨

事例６．無地のﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ及びﾌﾟﾗｽﾁｯｸ部品（ﾎﾞﾀﾝ・ﾎｯｸ・ﾌｯｸ等）で構成される容器包装で、印刷・印字による日本語表示ｼｰﾙを糊付けする容器包装。（袋が無地の場合、ｼｰﾙ側に「ﾌﾟﾗ」表示。）

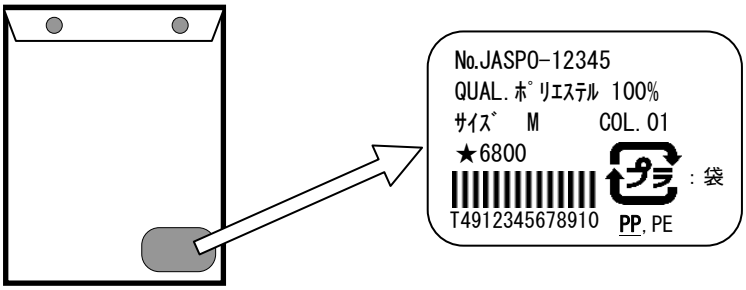

2. 台紙・薄紙・ﾘｻｲｸﾙ紙(紙材)⇒一括表示による表示

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
袋等の他の容器包装と組み合わせて使用するもので、消費者が他の容器包装から容易に分離できるため、識別表示「紙」を表示。当該資材は無地の既製品を製品品質保持に必要な場合に使用。当該資材は無地の既製品を使用する為に資材そのものへの表示は不要。ただし収容するｹｰｽまたは袋側に印刷表示すること。 □	他の容器包装と分離して分別排出可能	紙	要	不要

事例７．前述”事例３”の袋に収納する商品に台紙が使用されている場合

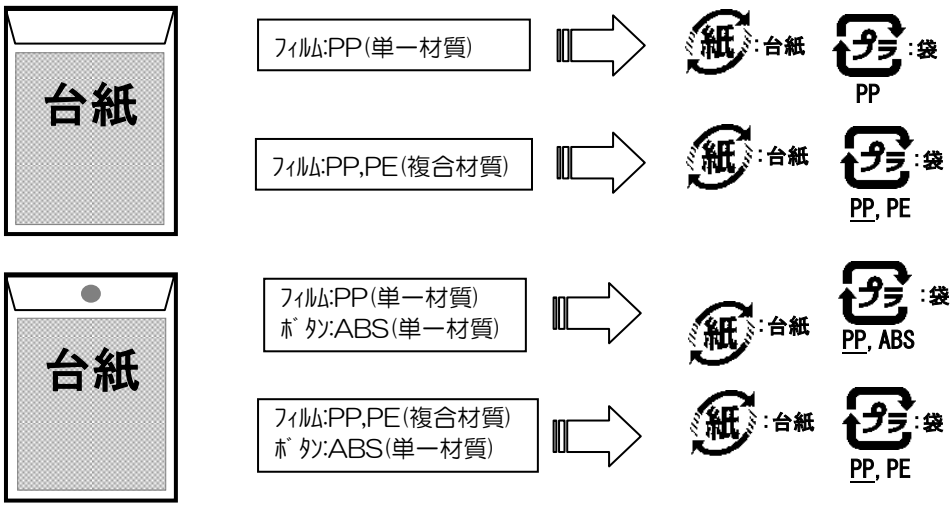

事例８．透明のﾌﾟﾗｽﾁｯｸｹｰｽ(外箱無地)に印刷を施した台紙を入れ形状を整えたもの

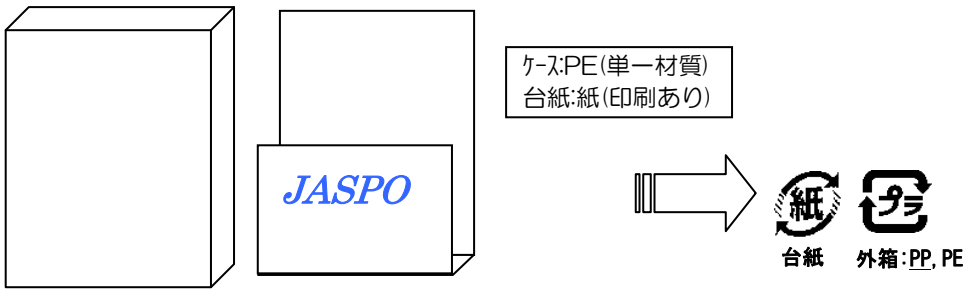

事例９．印刷を施した紙製(窓開き)の外箱の中に台紙を入れ商品形状を整えたもの

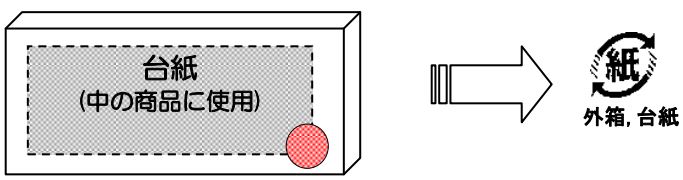

3. 一体容器包装

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した部品を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名(部品名)を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	プラ または 紙	要	推奨 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸのみ ※

※外部委託資材(部品)で樹脂略語が確定しない場合は材質表示を行わない。

事例 10. ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ材及びﾌﾟﾗｽﾁｯｸ部品(ﾎﾞﾀﾝ・ﾎｯｸ・ﾌｯｸ等)、紙製部品で組み立てられた容器包装

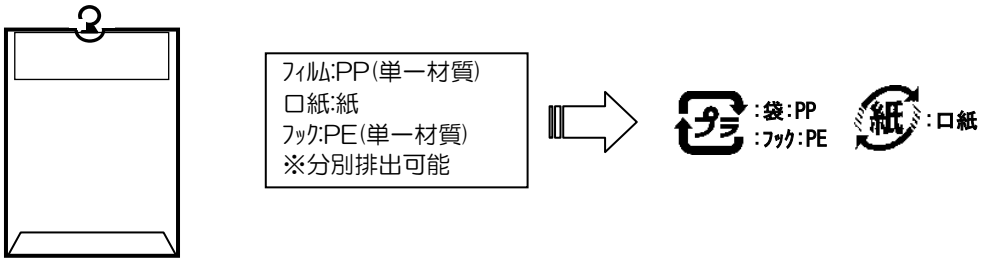

事例 11. 無地の容器包装と、印刷された部品を組み合わせたもの

〈表示例〉

1)容易に分離できる容器包装

例:外箱:ﾌﾟﾗ(PE) ・ 内箱:紙(ｽﾗｲﾄﾞ式)

2)容易に分離できない容器包装

例:箱:紙、PP 貼り合せ ・ 窓部分:紙層抜き

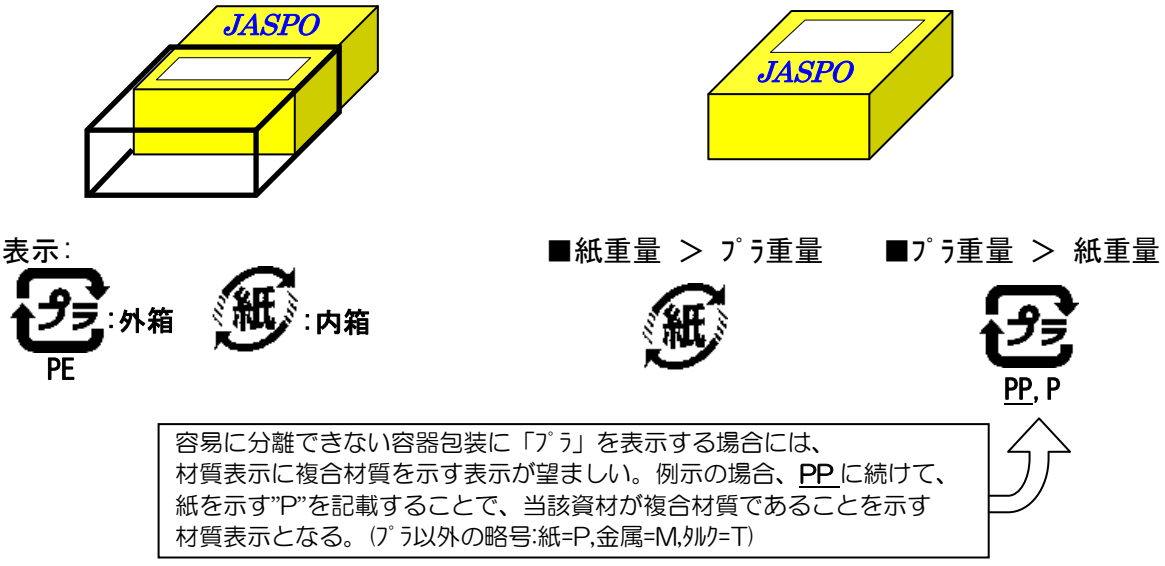

〈解説〉

容易に分離できる部品であっても、一方の部品が無地であった場合、印刷のある部品に一括表示することができる(〈表示例〉1))。また容易に分離できないものは複合材質として重量比の多い材質の識別ﾏｰｸを表示する(〈表示例〉2))。

4. 化粧箱（紙器とﾌﾟﾗｽﾁｯｸが製造段階で一体化されたもの）

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
製造段階で異なる素材が一体化されたもので、消費者が素材ごとに容易には分離できず、分別排出されないと考えられるため、重量の多い方の表示を「識別表示」として表示すること。	分別排出不可	プラ または 紙	不要	推奨 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸのみ　※

※外部委託資材（部品）で樹脂略語が確定しない場合は材質表示を行わない。

事例 12.　製造段階で、紙製箱の窓部分にﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑを貼り付けた容器包装

表示例は、前頁　事例 11. の<表示例>2）. 参照

事例 13.　容器包装に商品説明等を「紙」ｼｰﾙで糊付けし消費者が容易に剥がせないもので、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ重量が最大の容器包装

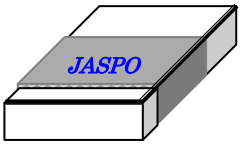

箱:PE（単一材質）
帯状の紙を糊付け
※分別排出不可

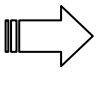

解説:
消費者が同時排出する際に分別排出できない、またはしないと考えられるものは一つの容器包装とみなし表示する。

事例 14.　外箱（ふた・底）が紙製、内箱ふた（紙製にｾﾛﾊﾝ貼付分離可能）、台紙（紙）を使用したもの

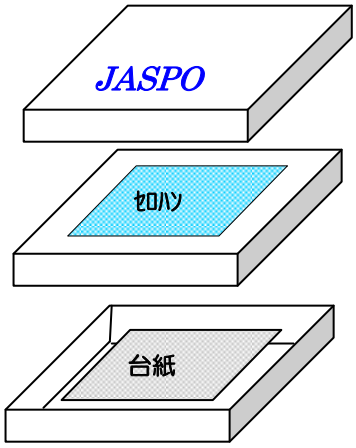

上ぶた，内ぶた
下箱，台紙

<解説>
分離可能な部品は全て列記する。
ｾﾛﾊﾝは分離可能であり、識別ﾏｰｸ対象外である。（紙にもﾌﾟﾗにも該当しない。）

5. ｽﾎﾟｰﾂｳｪｱ用袋に関する効率表示

ｽﾎﾟｰﾂｳｪｱを袋(容器)に入れる規格とした場合、商品の仕上げ方法により、形状補正、及び昇華、移染、ﾌﾟﾘﾝﾄのﾀｯｸを防止する目的で台紙や薄紙、ﾘｻｲｸﾙ紙を商品にたたみ入れる方法が多用されている。これら使用する紙類は概ね無地の既成資材であり、識別表示ﾏｰｸは付されていない。

比較的発生しやすい仕様間違いとして、これらの紙を使用しない指示であるにも関わらず工場側で入れてしまう場合が考えられる。当然、袋側には袋単体の識別表示ﾏｰｸしか付されていない為、余分に付与された紙の識別表示ﾏｰｸが欠落した状態となる。

ﾒｰｶｰでの修復作業の選択肢として、①袋の入替、②余分な紙の抜き取りが考えられるが、どちらも多大な作業負担、及び多量なごみの発生は避けられない。これらの事故を想定して、最小限の修復ｺｽﾄで処理を行う為には、識別表示「紙」ﾏｰｸｼｰﾙの追加付与が最も効率的である。

ｽﾎﾟｰﾂｳｪｱの特性上、袋を二種類の表示(「ﾌﾟﾗ」と「ﾌﾟﾗ・紙」)で準備せざるを得ないがその際に「ﾌﾟﾗ」ﾏｰｸ単体表示に予め役割名を付記(「ﾌﾟﾗ:袋」)しておくことで、事故発生時に「紙:台紙」ｼｰﾙの貼付のみで対処可能となる。(「ﾌﾟﾗ」単体表示を隠すようにｼｰﾙを作成する方法もあるが見映え、ｺｽﾄとも劣る。)

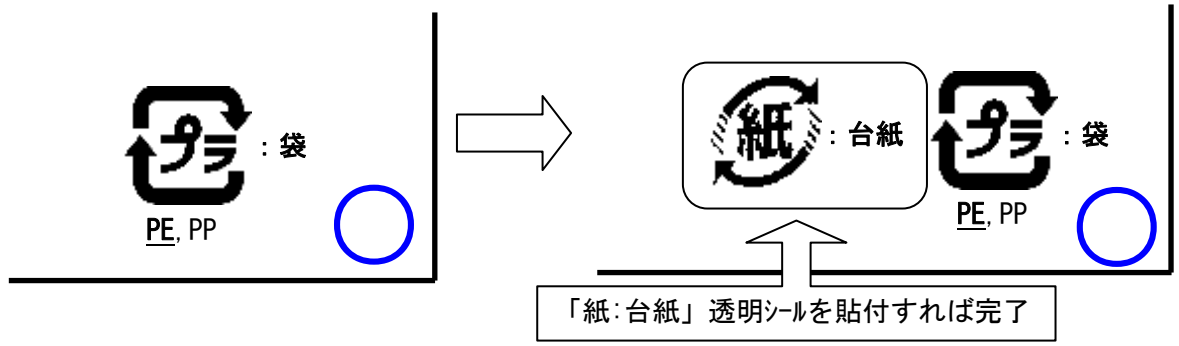

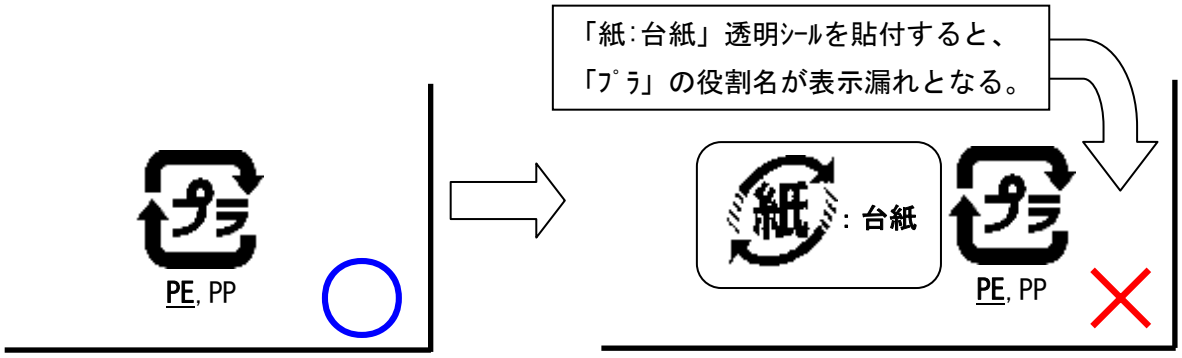

第二節 ｼｭｰｽﾞ（ｼｭｰｽﾞ用容器包装識別表示事例）

１．外箱（段ﾎﾞｰﾙ）・包装材・保型材（紙材）・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋⇒一括表示による表示

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した外箱（段ﾎﾞｰﾙ）と無地の包装材・保型材・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名（部品名）を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	紙 プラ （任意）※2	要	推奨 ※１

※１：外部委託資材（部品）で樹脂略語が確定しない場合は材質表示を行わない。
※２：段ﾎﾞｰﾙについては、『資源有効利用促進法』における識別表示対象でありません。
段ﾎﾞｰﾙﾘｻｲｸﾙ協議会では、『国際ﾘｻｲｸﾙ・ｼﾝﾎﾞﾙを利用してﾘｻｲｸﾙ可能なあらゆる用途の段ﾎﾞｰﾙのﾘｻｲｸﾙを推進する』こととしていますが、表示については、任意とする。

事例１．印刷を施した段ﾎﾞｰﾙの外箱の中に、無地の包装材・保型材・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋を商品形状に整えたもの

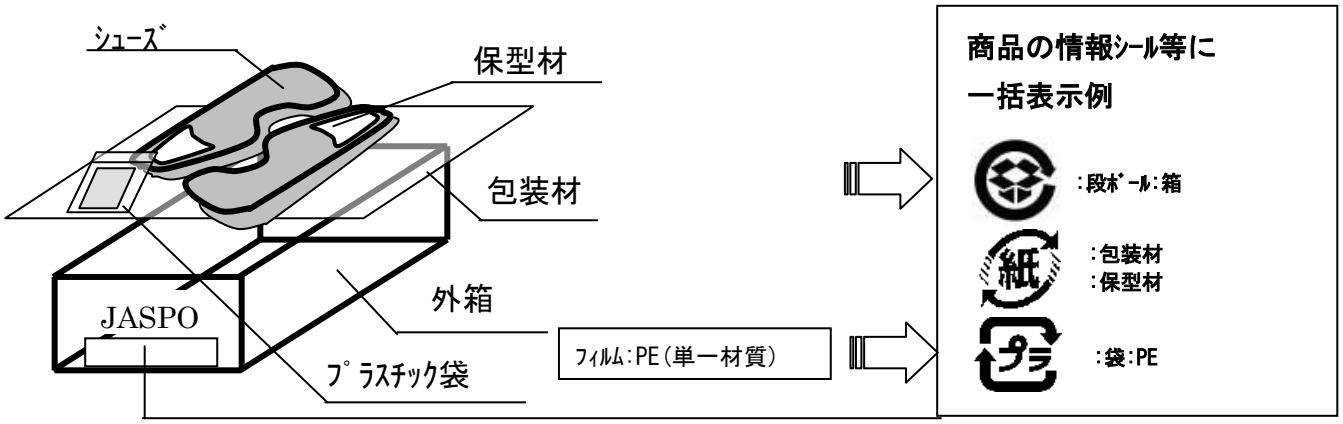

事例２．印刷を施した段ボールの外箱の中に、無地の包装材・保型材を商品形状に整えたもの

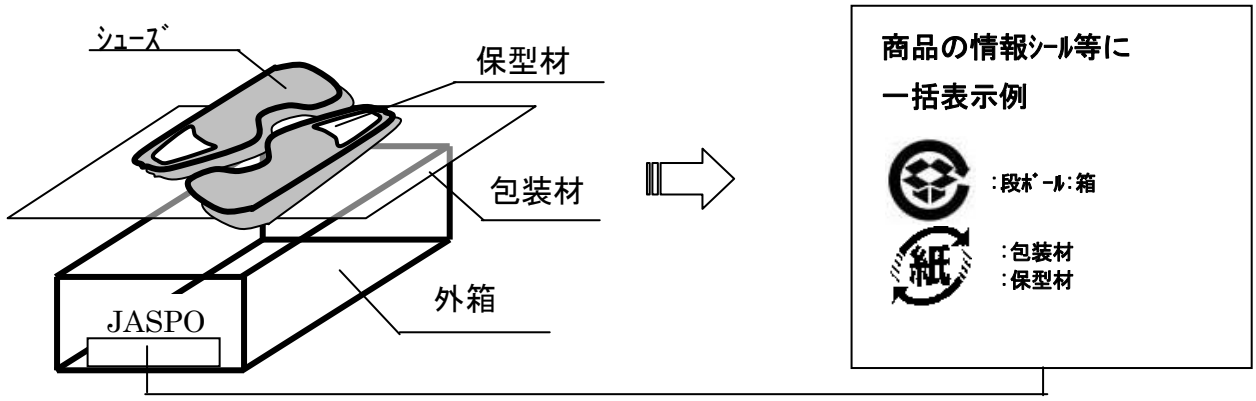

事例３．印刷を施した段ボールの外箱の中に、無地の包装材を商品形状に整えたもの

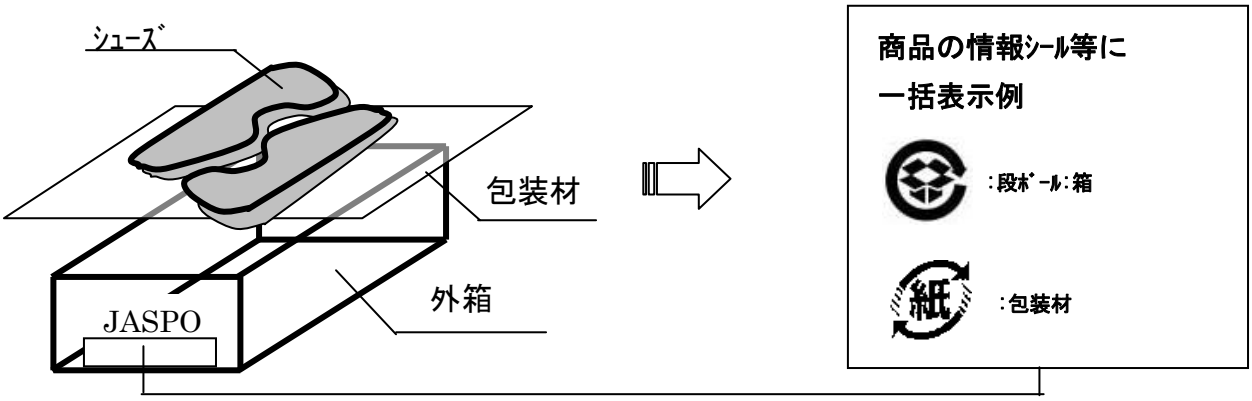

２．外箱(紙器)・包装材・保型材(紙材)・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋⇒一括表示による表示

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した外箱(紙器)と無地の包装材・保型材・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名(部品名)を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	紙 プラ	要	推奨 ※

※外部委託資材(部品)で樹脂略語が確定しない場合は材質表示を行わない。

事例４．印刷を施した外箱(紙器)の中に、無地の包装材・保型材・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋を商品形状に整えたもの

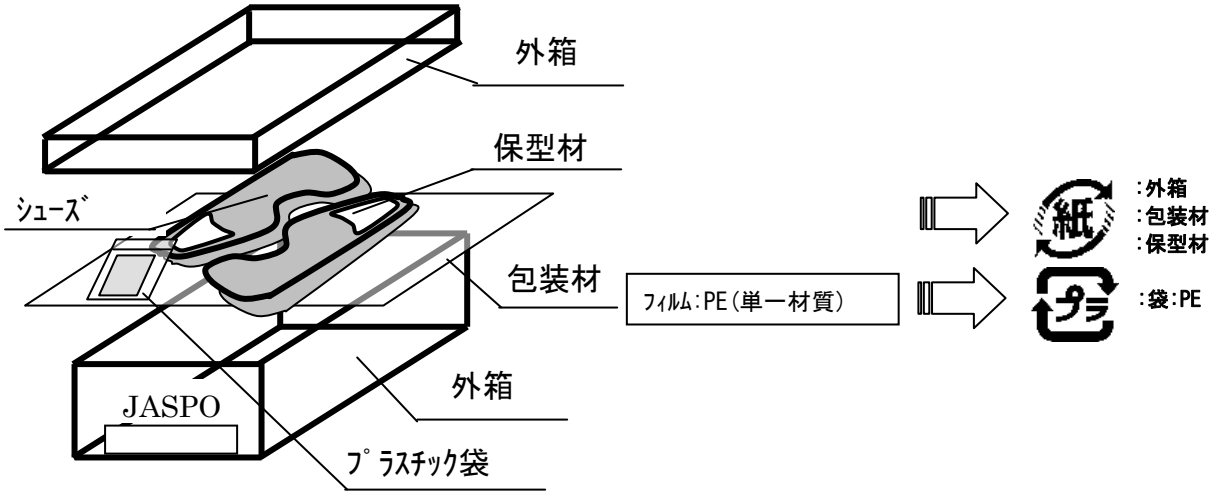

事例５．印刷を施した外箱(紙器)の中に、無地の包装材・保型材を商品形状に整えたもの

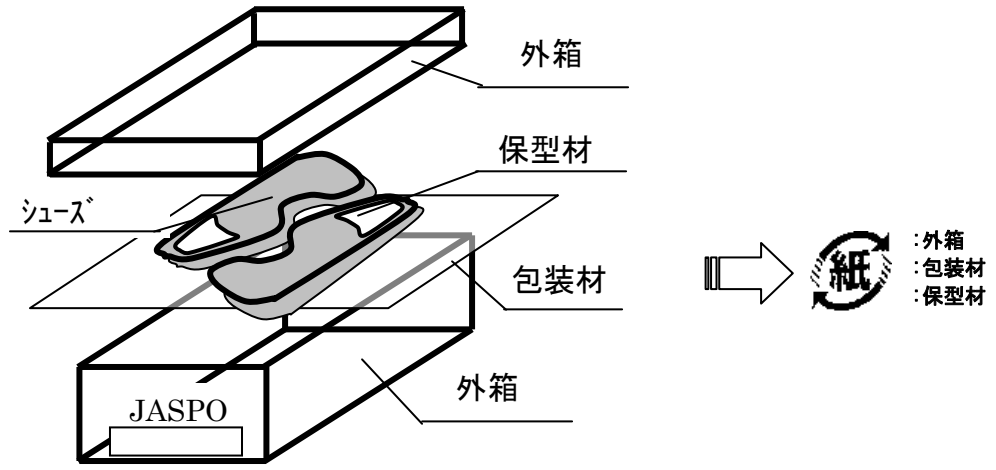

事例６．印刷を施した外箱(紙器)の中に、無地の包装材を商品形状に整えたもの

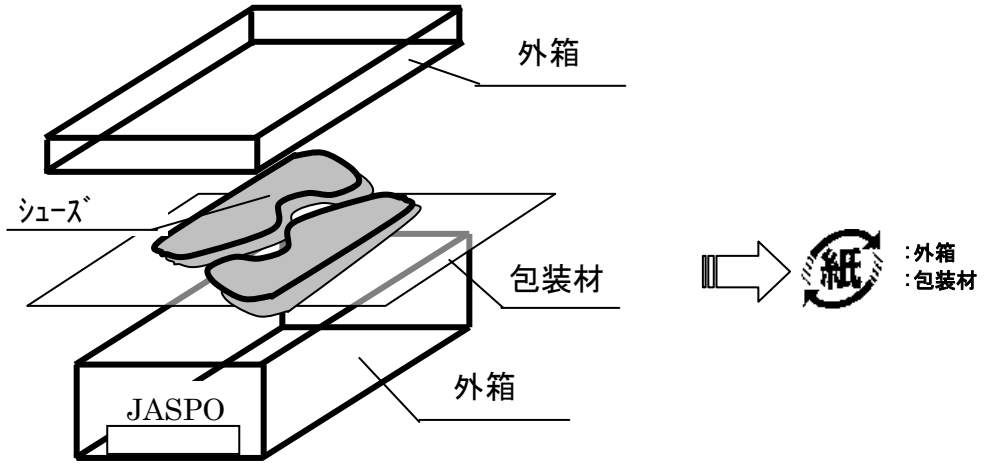

３．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋・包装材・保型材(紙材) ⇒一括表示による表示

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立したﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋と無地の包装材・保型材を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名(部品名)を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	プラ 紙	要	推奨 ※

※外部委託資材(部品)で樹脂略語が確定しない場合は材質表示を行わない。

事例７．印刷を施したﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋の中に、無地の包装材・保型材を商品形状に整えたもの

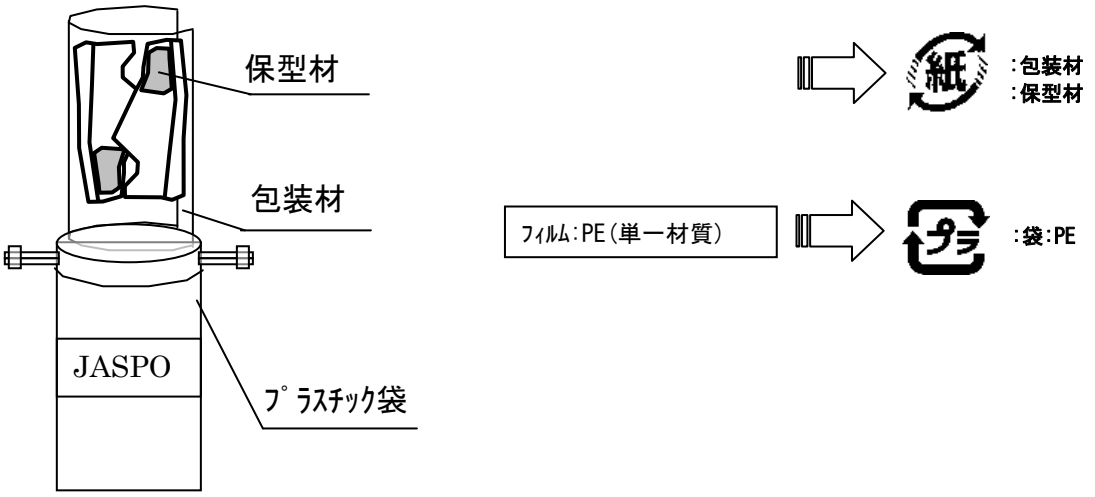

事例８．印刷を施したﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋の中に、無地の包装材を商品形状に整えたもの

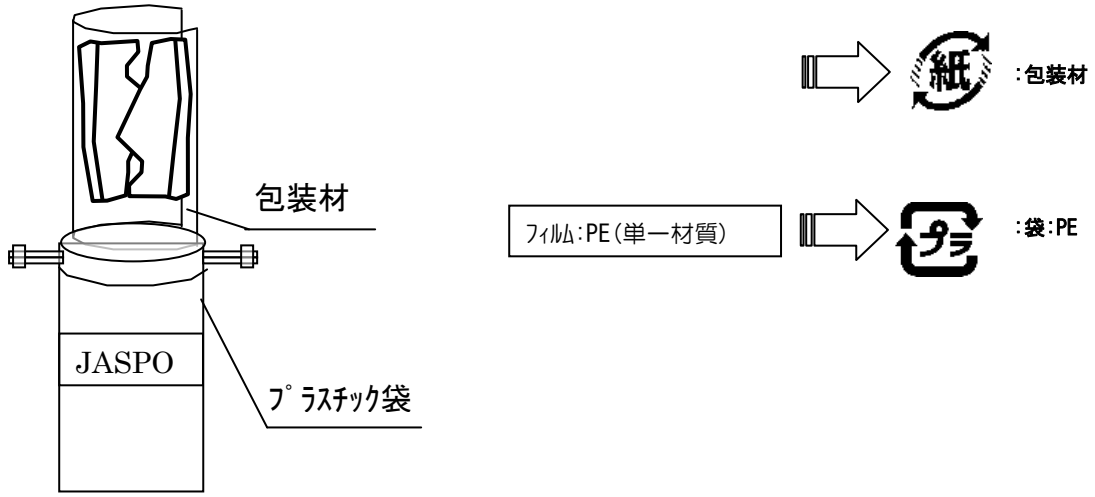

事例９．印刷を施したﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋の中に、無地の保型材を商品形状に整えたもの

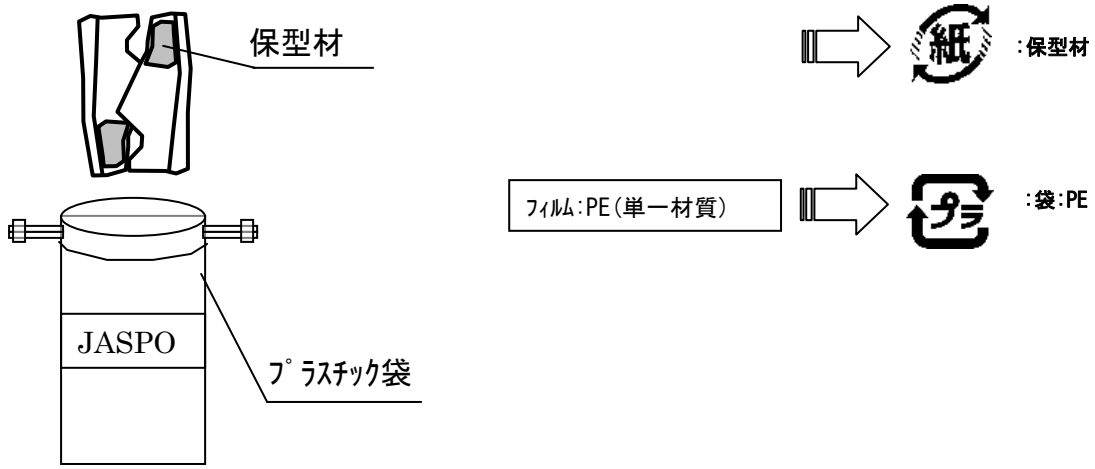

４．ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋（裁ち切り式）

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑを熱溶着等で貼り合わせ袋状にしたもの。	単一容器包装として一括排出	プラ	不要	推奨 ※

※外部委託資材（部品）で樹脂略語が確定しない場合は材質表示を行わない。

事例 10. ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ単体で構成される容器包装

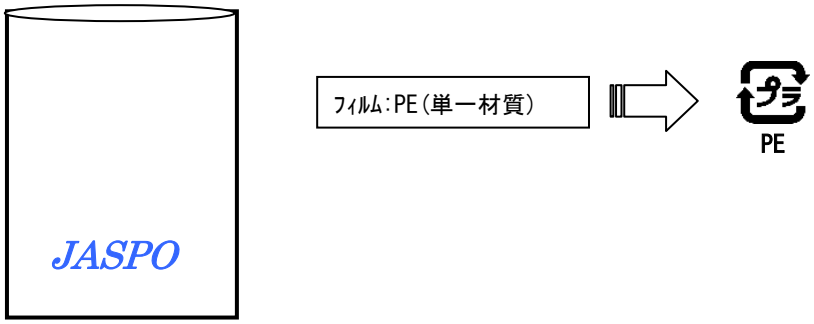

第三節　用具・ｱｸｾｻﾘｰ （用具・ｱｸｾｻﾘｰ用容器包装識別表示事例）

1. 袋

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑを熱溶着等で貼り合わせ袋状にしたもので、開口部に止め具(ﾌﾟﾗﾎｯｸ、ｼｰﾙ等)が取り付けられていないもの。	単一容器包装として一括排出		不要	推奨

事例 1. ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ単体で構成される容器包装
野球用ﾎﾞｰﾙ単品など小径の競技ﾎﾞｰﾙ

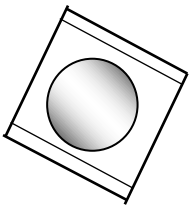

注）防具等の識別表示例については、第一章ｳｴｱ編を参照のこと。

2. 外箱(段ﾎﾞｰﾙ)・包装材・保型材(紙材)・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋

①多重容器包装(一括表示による表示 1)

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した外箱(段ﾎﾞｰﾙ)と無地の包装材・保型材・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名(部品名)を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	(任意)	要	推奨

事例 2. ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑ・紙等が使用された容器包装

1)ｻｯｶｰﾎﾞｰﾙの様な大径の競技ﾎﾞｰﾙ・野球用ｸﾞﾗﾌﾞ等

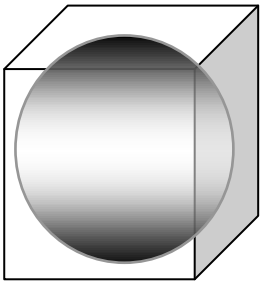

本体にﾌｨﾙﾑが密着しているまたは留め口のない袋に入っている。形態保護のために立方体の紙箱が付属している。

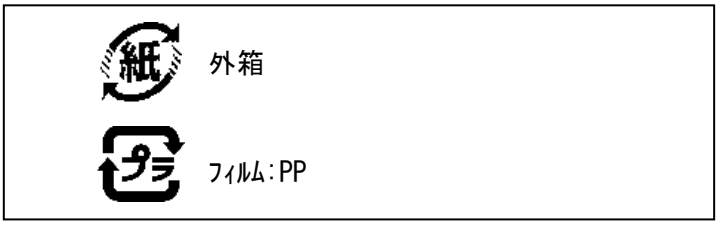

2)ｺﾞﾙﾌﾎﾞｰﾙ・卓球用ﾎﾞｰﾙの様な小径の競技ﾎﾞｰﾙ等

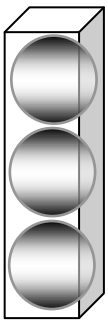

ﾎﾞｰﾙ本体が立方体の紙箱に収納されている。
外箱に小窓を設置し、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ素材が複合されている場合については､包装容器としての重量比が 紙類＞プラ である場合、紙類となる。

包装容器への一括表示例

紙 外箱

事例 3. ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製・ｽﾁｰﾙ製・ｱﾙﾐ製の容器包装

ﾃﾆｽﾎﾞｰﾙ

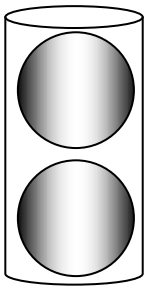

形態：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の容器に収納されている

プラ 容器：PET ｷｬｯﾌﾟ:PP

形態：ｽﾁｰﾙ製・ｱﾙﾐ製の缶に収納されている

プラ ｷｬｯﾌﾟ:PP

「缶はｱﾙﾐです」または「缶はｽﾁｰﾙです」等を併記することが望ましい。

※ｹｰｽ単位での販売に対応し、段ﾎﾞｰﾙ箱には を任意表示とする。

②多重容器包装(一括表示による表示 2)

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した部品を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名(部品名)を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	プラ または 紙	要	推奨 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸのみ

事例 4. 無地のﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器と印刷の施した台紙や口紙を組み合わせた容器包装

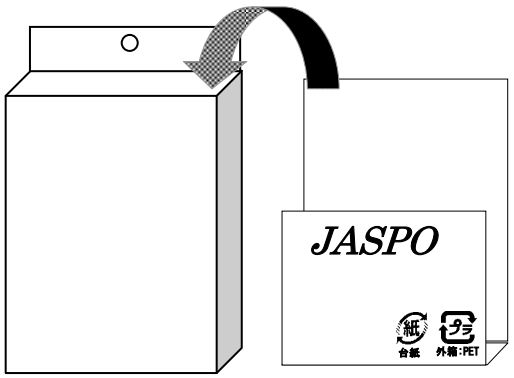

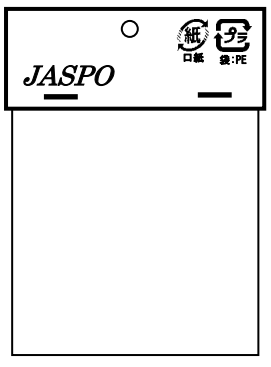

③多重容器包装(個別表示)

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した部品を組み合わせて使用し、各々の部品に識別表示が可能であり、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるもの。部品ごとに識別表示を表示するため、役割名(部品名)は不要。	部品ごとに分離し分別排出可能	プラ	不要	推奨
		紙	不要	不要

事例 5. 印刷の施されたﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器と台紙や口紙を組み合わせた容器包装

3.ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑによる収縮保護材

事例 6. 商品の一部または全体にﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑにて保護されている容器包装

ｺﾞﾙﾌｸﾗﾌﾞ・ﾃﾆｽﾗｹｯﾄ・ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝﾗｹｯﾄ・野球用ﾊﾞｯﾄ

形態：ﾌｨﾙﾑが本体の一部または全体に密着し傷から保護している。

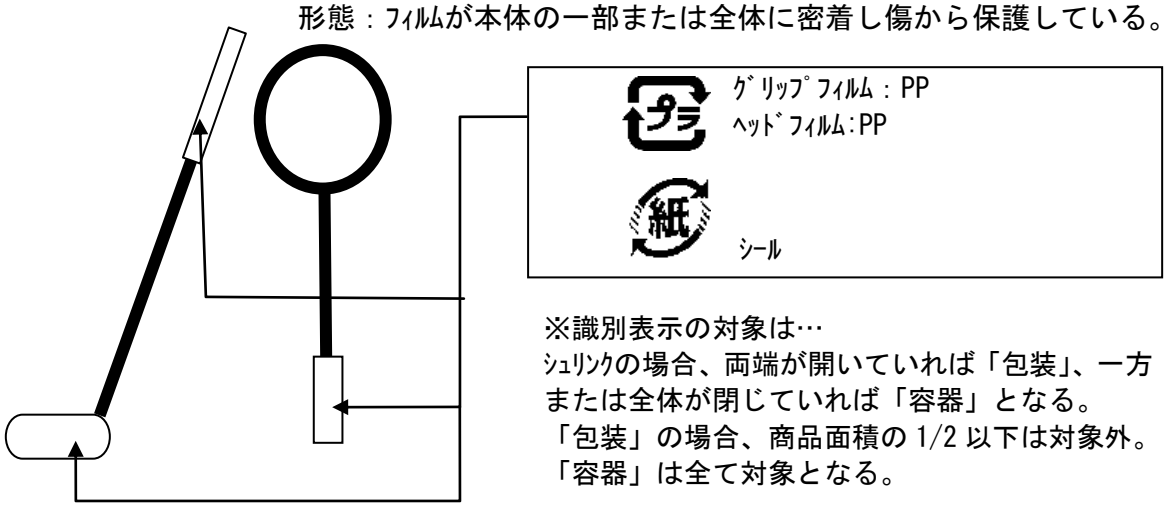

※識別表示の対象は…
ｼｭﾘﾝｸの場合、両端が開いていれば「包装」、一方または全体が閉じていれば「容器」となる。
「包装」の場合、商品面積の 1/2 以下は対象外。
「容器」は全て対象となる。

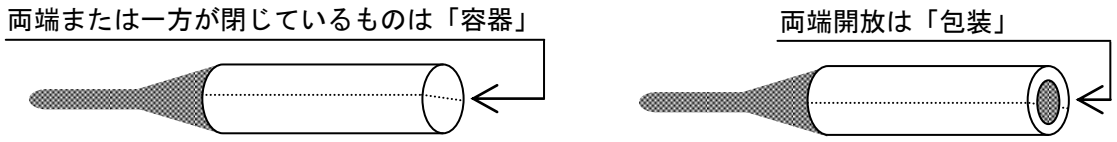

４．用具・ｱｸｾｻﾘｰ容器包装識別表示運用上の注意

①ｴﾝﾎﾞｽ加工容器包装に関する注意

A)識別表示のｻｲｽﾞ規定が、印刷よりも大きくなっています。「第一章第二節.基本編 2.識別ﾏｰｸの大きさ」の規定に従って下さい。

B)識別表示が明確に判読できるように仕上げて下さい。

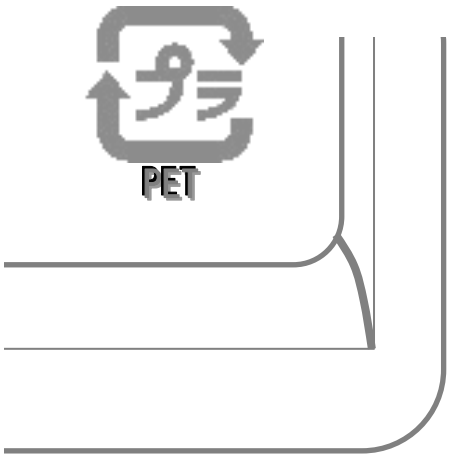

②収納用ｹｰｽに関する注意

事例 7.全て無地の容器包装で構成された収納用ｹｰｽ

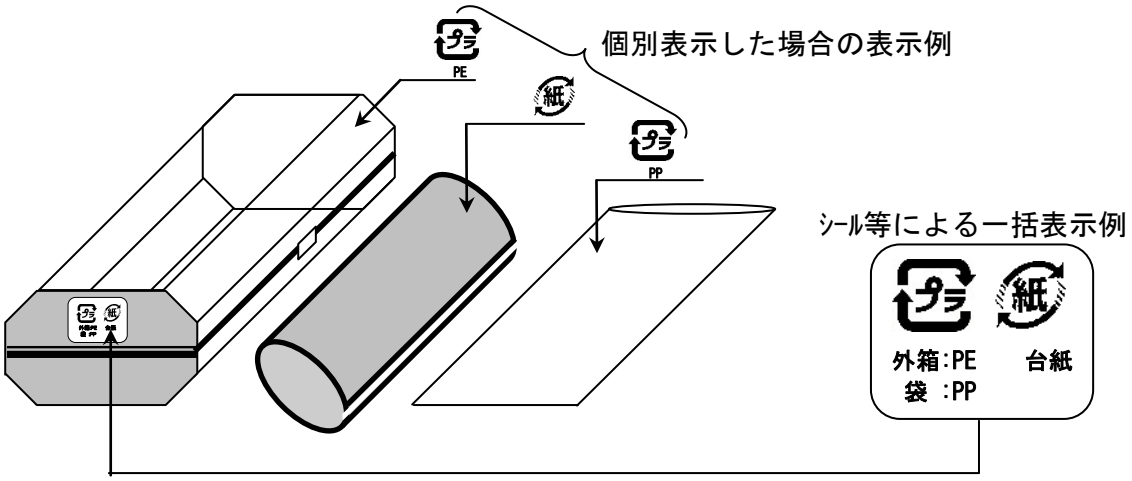

※前述の無地のﾙｰﾙにより、刻印をすることが可能な成型工程を含むものは無地とみなされない。

※ただし、保管時の安全や品質保持等に支障を来たすもの、または、持ち運びに支障を来たすと判断されるものは「容器包装」に該当しない可能性があり、その場合識別表示は不要となる。

事例 8. ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ等のﾃﾞｻﾞｲﾝを印刷したﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製の携帯用ﾎﾟｰﾁ（形状保持用台紙を内包した場合）

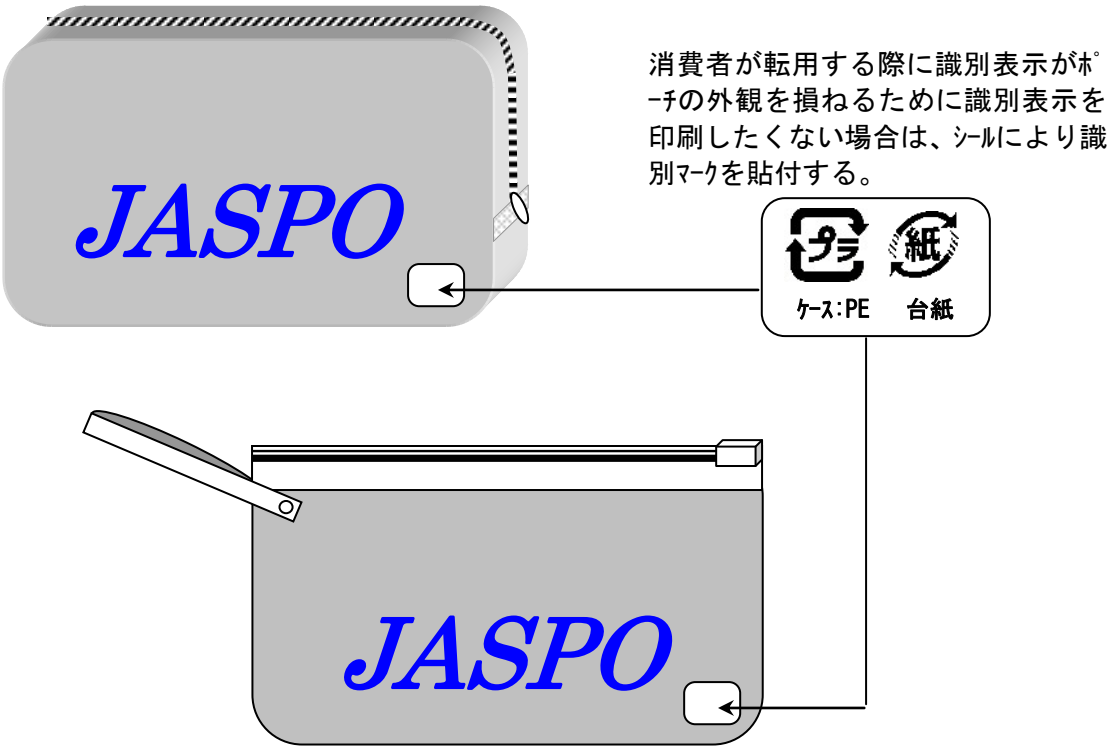

③取扱説明書に関する注意

説明書取付形態	商品形態保持	識別表示	役割名表記	材質表示	事例
説明書のみ投げ込み	機能なし	不要			9
説明書のみ糸つけ	機能なし	不要			10
袋に入れて投げ込み	機能なし	プラ	不要 （一括表示時は要）	推奨	11
袋に入れて糸つけ	機能なし	プラ	不要 （一括表示時は要）	推奨	12
取扱説明書が商品を保護固定している	機能あり	紙	不要 （一括表示時は要）		13

事例 9. 商品の容器包装に取扱説明書をそのまま投げ入れた場合
事例 10. 商品に取扱説明書を糸等で取り付け容器包装に入れた場合

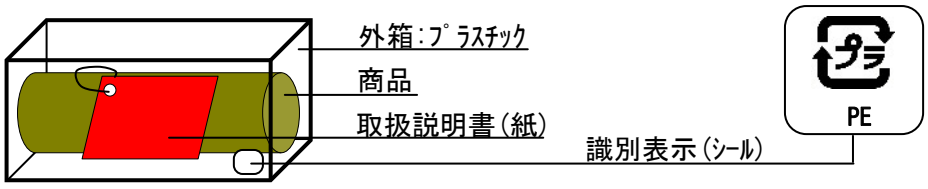

事例 11. 商品の容器包装に袋に入れた取扱説明書を投げ入れた場合
事例 12. 商品に袋に入れた取扱説明書を糸等で取り付け容器包装に入れた場合

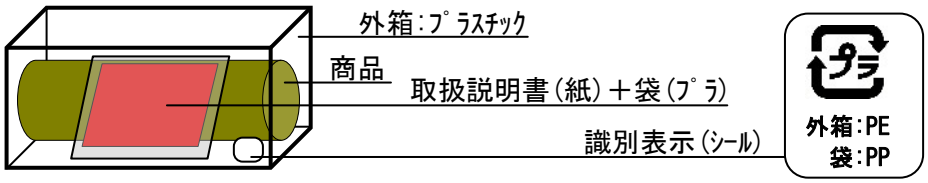

事例 13. 取扱説明書が商品を保護・固定している場合

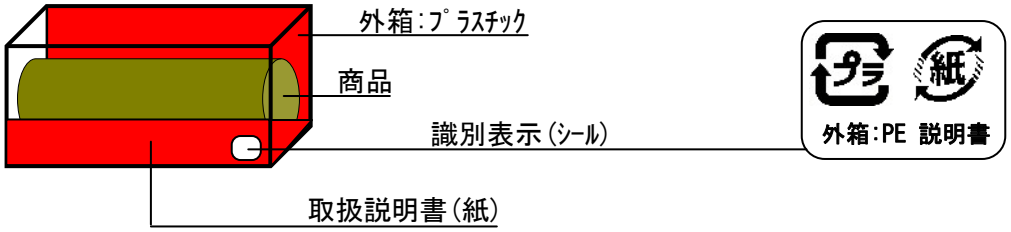

④ｽﾌﾟﾚｰ缶及びﾁｭｰﾌﾞに関する注意(多重容器包装一括表示)

容器包装形態	消費者排出	識別表示	役割名表記	材質表示
各々独立した部品を組み合わせて使用するもので、消費者が部品を容易に分離し同時廃棄・分別排出するものと考えられるため、一体容器包装と見なし、表示可能な部品に一括表示すること。表示の際は、役割名(部品名)を明記すること。	他の部品と分離して分別排出可能	プラ	要	推奨 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸのみ

事例 14. ｱﾙﾐ製の缶と、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製のﾉｽﾞﾙ、ｷｬｯﾌﾟ、包装ﾌｨﾙﾑで構成されたｽﾌﾟﾚｰ缶

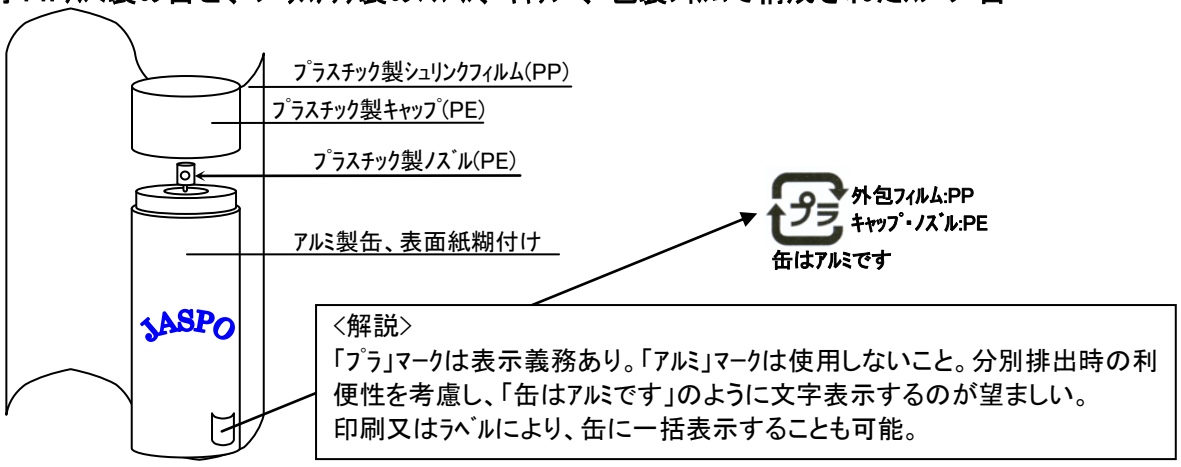

<解説>
「ﾌﾟﾗ」ﾏｰｸは表示義務あり。「ｱﾙﾐ」ﾏｰｸは使用しないこと。分別排出時の利便性を考慮し、「缶はｱﾙﾐです」のように文字表示するのが望ましい。
印刷又はﾗﾍﾞﾙにより、缶に一括表示することも可能。

アルミ, スチール の識別ﾏｰｸは、飲料、酒類への表示を規定。これ以外の用途への表示は避ける。
分別排出促進の為、「缶は○○です」という文字表記を推奨。

事例 15. ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製のﾁｭｰﾌﾞ、ｷｬｯﾌﾟ、包装ﾌｨﾙﾑで構成されたﾁｭｰﾌﾞ

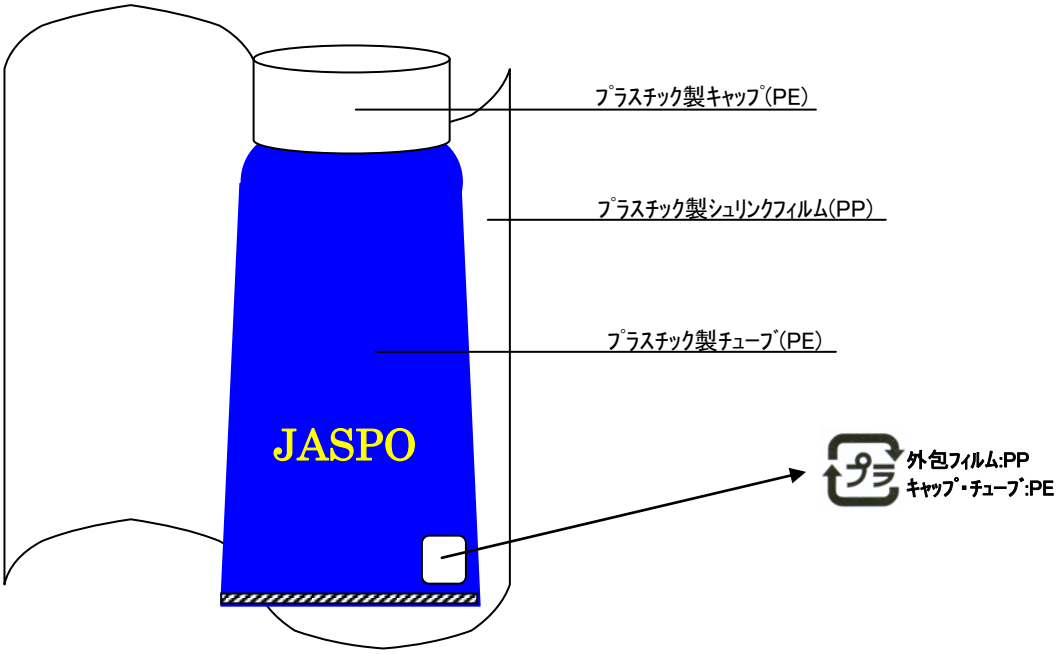

◆ 本ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝは、法律、政省令、それに係わる運用基準の改訂、追加があった場合、また環境汚染、安全性に関する規制基準の改定、追加及び制定があった場合、事前予告なく改訂、追加を行います。必ず JASPO HP 掲載の最新版のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを確認されますようお願い致します。

◆ 識別表示の義務を負う事業者(指定表示事業者)が、定められた表示をせず、また、遵守事項を守らない場合は、資源有効利用促進法の規定に基づき、国による「勧告」※、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。(※なお、小規模事業者は識別表示義務があります。ただし、罰則等の適用はされません。)

以上

【附則】

制定日　：平成１７年３月９日
改定履歴：平成２７年５月　　第２版
改定理由：スポーツ業界を取り巻く環境の変化に対応しＪＡＳＰＯ容器包装識別表示ガイドラインを円滑に運用できるように内容を改定

改正箇所

改正箇所	改正理由
第一章　第一節　容リ法と識別表示義務の関係 ◆７．注釈書による曖昧な表示の回避　を全文削除	表示ミスの削減のためガイドラインを改正。法令・罰則規定には抵触していない。
第二章　判断事例（識別表示運用上の注意事項） ◆２．複数の販売形態に対応する為の注釈書きの運用に関する判断　を全文削除	表示ミスの削減のためガイドラインを改正。法令・罰則規定には抵触していない。
第三章　アイテム別応用編 ◆プラスチックに関する材質表示　を全文第二節　９．プラスチック製容器包装に関する材質表示に記載している表現に改定	第二節　９．プラスチック製容器包装に関する材質表示と第三章　アイテム別応用編　で表示内容が食い違っている為、法令に遵守して改定。